

令和4年12月15日開会

令和4年12月16日閉会

令和4年

第4回定例会会議録

小豆島町議会

令和4年第4回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第95号

令和4年第4回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年12月7日

小豆島町長 大江 正彦

記

- 期 日 令和4年12月15日（木）
- 場 所 小豆島町議会議場

開 会 令和4年12月15日（木曜日）午前9時29分

閉 会 令和4年12月16日（金曜日）午後1時05分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	12月15日	12月16日
1	大 下 淳	○	○
2	高 尾 豊 弘	○	○
3	河 井 修	○	○
4	川 井 茂	○	○
5	羽 田 満	○	○
6	塩 田 洋 介	○	○
7	高 橋 淳	○	○
8	中 川 光 秋	○	○
9	三 木 卓	○	○
10	谷 康 男	○	○
11	藤 本 傳 夫	○	○
12	安 井 信 之	○	○
13	鍋 谷 真 由 美	○	○
14	中 松 和 彦	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日
町 長	大 江 正 彦	○	○
副 町 長	谷 本 静 香	○	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○	○
参 事 兼 総 務 課 長	山 口 総一郎	○	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○	○
税 務 課 長	清 水 一 彦	○	○
住 民 生 活 課 長	小 野 努	○	○
健康づくり福祉課長	中 島 有 紀	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	古 郷 信 子	○	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○	○
農 林 水 産 課 長	中 川 啓	○	○
オ リ ー プ 課 長	平 野 明 子	○	○
建 設 課 長	守 山 和 利	○	○
住 ま い 政 策 課 長	真 砂 智 規	○	○
会 計 管 理 者	入 倉 哲 也	○	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	長 町 耕 作	○	○
こ だ も 教 育 課 長	古 郷 勉	○	○
生 涯 学 習 課 長	森 稔	○	○
総 務 課 課 長 補 佐	森 口 和 裕	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二
書 記 仲 三南絵

議事日程

別 紙 の と お り

令和4年第4回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年12月15日（木）午前9時29分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 10名
- 第4 議案第67号 小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第5 議案第68号 小豆島町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第6 議案第69号 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第7 議案第70号 小豆島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第8 議案第71号 香川県市町総合事務組合規約の一部変更について (町長提出)
- 第9 議案第72号 小豆島町辺地総合整備計画の変更について (町長提出)
- 第10 議案第73号 令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第6号） (町長提出)
- 第11 議案第74号 令和4年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） (町長提出)
- 第12 議案第75号 令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号） (町長提出)

令和4年第4回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年12月16日（金）午後0時58分開議

- 第1 議案第76号 調停の申立てについて
- 第2 議員派遣の件について
- 第3 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第4 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)
- 第5 閉会中の継続調査の申し出について (各特別委員長提出)

令和4年12月15日開会

令和4年12月16日閉会

令和4年

第4回定例会会議録

(1日目)

小豆島町議会

開会 午前9時29分

○議長（中松和彦君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますようお願いいたします。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る12月7日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 本日、令和4年小豆島町議会第4回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会では、条例案件4件、補正予算の審議3件、その他の案件2件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第4回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時31分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。8月31日以降12月6日までの主要事項に関する報告、監査委員からの例月出納検査の結果報告3件及び定期監査の結果報告並びに各常任委員会の視察研修報告書は、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中松和彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、11番藤本傳夫議員、12番安井信之議員を指名しますので、よろしくお願い申し上げます。



~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（中松和彦君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります、配付しております日程表のとおり、本会議は本日と16日とし、会期は2日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日と16日の2日間と決定しました。

~~~~~

## 日程第3 一般質問

○議長（中松和彦君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の時間を守っていただくために、5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

お断り申し上げます。

議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。1番大下淳議員。

○1番（大下 淳君） それでは、私から3点についてご質問をいたします。

まず1点目であります。

島外とのアクセス道ということで質問します。

小豆島は離島です。島外との接続は全て船を介しての手段しかなく、不便極まりないものです。多くのデメリットがあります。通勤・通学、通院など島外へ出るにはフェリーしかなく、時間のロスと費用負担がネックになります。休みの日でも、ちょっと島外へという気もしなくなります。レジャーに出ても、フェリーの時間を気にしつつ急いで帰らなければなりません。これは、裏返せば、島外の人でも小豆島に来にくくなっているのではないのでしょうか。2千円も出せば高速道路を約1時間走ることができ、他の観光地へ流れている現実もあると思います。夜中は完全な孤島となり、人流や物流はストップしてしまいます。夜中の転院搬送は大ごとです。送料に離島料金が必要になることもあります。企業誘致もかなわず、人の流出は止まらず、少子化、高齢化、人口減少が進み続け、島の将来が危惧されてなりません。

20年後には今の人口が半減すると予想されています。これを打ち破るには、道をつくり、島外とのアクセスを改善する以外に考えられません。橋やトンネルなどの整備が強く求められているのではないのでしょうか。通勤者をはじめ定住者が増えるのではないのでしょうか。町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 大下議員から橋・トンネルの整備による島外とのアクセス改善についてご質問をいただきました。

議員ご質問のとおり、小豆島と四国あるいは本州を結ぶ橋やトンネルが整備されれば、住民の日常生活における利便性の向上をはじめ、物流の高速化、産業の活性化につながるものと考えております。

しかしながら、議員もご存じのとおり、瀬戸大橋は1兆3千億円以上の巨費が投じられ、完成したものであり、国家プロジェクトとして推進され、実現したものでございまして、観光客が年間110万人程度訪れる島とはいえ、人口2万6千人弱の小豆島の人流・物流における費用対効果を考えますと、その実現は極めて困難であると考えております。

一方、2025年開催の大阪・関西万博では、空飛ぶ車によるエアタクシーの運行が計画されており、今後、自動運転技術等の加速によって人流・物流が劇的に変わる可能性もあると考えております。

町としましては、国、県をはじめとする関係機関や民間事業者との連携により、近未来の移動手段に対する調査研究を進め、アクセスの改善を今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（中松和彦君） 大下議員。

○1番（大下 淳君） 空飛ぶ自動車、もう飛行機になるんですけども、これは道路交通法ではなくて、今度、航空法が適用されることになります。これが自動運転で一般化すると、今、道を走ってる車は全部空を飛ぶということになりますんで、何が落ちてくるか分からん非常に危ない、そういうことも危惧される、なかなか一般化は難しいと思いますね。それがもし実現すると、要するに新幹線も要らなくなるわけですね。もう公共交通全部が消えてしまいます。全部自動運転の飛行機で移動しますので、大きな社会の変化が見えますけども、果たして実現はどこまでできるんかという危惧はあります。

そして、今、ご答弁いただきましたが、よくメリットを問われます。1兆3千億円の瀬戸大橋なんですけども、あの頃でも東京湾近郊は10兆円ぐらいの公共投資があったわけです。人が増えるから幾らでも整備していく。それでまた人が寄ってくる、その繰り返しで

今日に至つとるわけであります。

メリット云々ですが、調べてみますと、広島県には呉市がありまして、その沖合が島が連なっております。そこを今、大三島に向かって橋を架けていっております。橋は全部で8つ必要なんですけど、もう7つは完成して供用開始されてます。最初の島だけが片道有料で、安く提供されております。もう大三島につくのは間違い話なんです。ということは、もう今治も近くなるということです。

それから、これこそメリットはないんですけども、山口県の日本海側の沖合に角島という島があります。自転車で1周したら1時間ぐらいの小さな島で、人口800人です。これに橋が架かっております。橋の海上の延長が1,700メートルぐらいで、これは無料で、県道という扱いになってます。基本的には、やるかどうか意思の問題だと思います。

よくご存じなのが青函トンネル、これはもうかなり昔にできましたが、今、計画されておるのが第2青函トンネル。これは、2階部分が自動車、1階部分が電車ということで、今の青函を新幹線専用にするという計画中です。これまた総延長50キロのトンネルを掘るということで、その予算が7千億円という試算がなされてます。もう掘るだけの話ですから、ある意味、橋のほうが安いのかなと思っております。

青函は、水面から海底まで浅くても180メートル、そこから100メートル下を掘ることになります。瀬戸内海は大体深さ30メートルぐらいですから、工事はやりやすいと思うんですが、いずれにしても、町単独では非常に難しい話なんですから、県とか国を巻き込んでいくという話なんですけど、そういった意見というか希望というか、県政のトップセミナーがありますから、その場で知事なんかには働きかけていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 香川県知事と直接お会いする機会がございますので、その際にお話に出してみたいというふうに思います。

○議長（中松和彦君） 大下議員。

○1番（大下 淳君） ぜひ依頼をしていただきたいと思います。道をつくるということは大きな環境の変化になります。島の活性化は間違いなくやってくると思います。観光客も何倍にも増えると私は思っておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

壺井栄賞を高みにということで質問いたします。

郷土作家壺井栄を顕彰すべく続けられている壺井栄賞も50回を数えました。すばらしい

ことでありますが、県内の児童・生徒のみの応募作文ということで文学賞ではありません。また、少子化が続く現状から、将来の応募はどうなるのだろうかという不安があります。物事を長く継続していくためには、それ相当の改革や改善が必要とされていることから、どこかで見直しが必要になってくるのではないのでしょうか。

国内に文学賞は数多くあります。代表的なものに直木賞や芥川賞などがあり、受賞作品の発表のたびに世間の注目を集めております。壺井栄も決して引けを取らぬ作家であります。50回を超えるこれからは、壺井栄賞をさらなる高みに持っていく必要があると思います。児童・生徒の作文募集と併せて、一般公募を行ってもよいのではないかと思います。また、授賞式も、文学碑のところではなく、分教場で行うのがふさわしくはないでしょうか。それぞれ何か方策はありますでしょうか。

○議長（中松和彦君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 大下議員から壺井栄賞についてご質問をいただきました。

壺井栄顕彰会につきましては、壺井栄先生が我が国の文学界に残された多大な業績を顕彰することにより、郷土の文化の向上に寄与することを目的としております。この顕彰会の目的達成のため、小・中学及び高等学校の児童・生徒の文学作品の表彰を行っているのが壺井栄賞でございます。

大下議員のおっしゃるとおり、物事を長く継続していくためには、それ相応の取り組みが必要となってまいります。壺井栄賞につきましては、顕彰会の目的を尊重しつつ、地域の児童・生徒の文学資質の向上と発展のため、これまでも必要な要綱の見直し等を行ってまいりましたが、今後についても、よりよい事業としていくよう検討してまいりたいと考えております。

詳細については、担当課長から説明いたします。

○議長（中松和彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 稔君） 壺井栄賞につきましては、今年の6月23日に第50回壺井栄賞授賞式を行ったところであり、児童・生徒の文学資質の向上のため、今後ますますの発展を期待しているところです。

受賞会場は、坂手の壺井栄文学碑で実施していますが、生まれ育った坂手地区を見渡す向いが丘という場所は、授賞式にふさわしい場所と考えております。

また、文学賞につきましては、大下議員のご質問にもあった文藝春秋が創設した直木賞や芥川賞は全国規模で実施されているほか、自治体が実施している近くのものでは、高松市の香川菊池寛賞があります。

直木賞などは、既に刊行されている作品で中編や短編が対象になりますし、香川菊池寛賞は、応募資格を香川県内やゆかりのある方で、小説、随筆等を対象にしており、400字で30枚から100枚となっており、非常に応募のハードルが高いものと思います。一方で、現在の壺井栄賞は、応募資格を県内の小・中学校、高等学校の児童・生徒にしており、創作作品を対象に400字で3枚から5枚となっております。このように、規模や内容が全く違いますので、文学賞レベルにすることは、今の体制では難しいと思います。

また、壺井栄の名を冠してはおりませんが、二十四の瞳映画村主催で二十四の瞳岬文壇エッセイを国内外、年齢を問わず募集しているところであり、今年で第20回を迎えています。こちら、壺井栄の偉業を後世につなぎ、文学の発展を願って行っている事業です。両事業のすみ分けをしつつ、郷土の文学の発展のため壺井栄賞を継続していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中松和彦君） 大下議員。

○1番（大下 淳君） 最近の作文の応募数はどのようになっていますでしょうか。

○議長（中松和彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 稔君） 作品としましては、すいません、お手元のほうに準備をしてなくて、最近、減少傾向にあることから、岬の分教場大石館長とともに、高松市の小・中学校長会、こちらのほうに参りまして作品の応募をお願いしており、各校2作品ずつぐらい出していただくようお願いしております。小学校については五十数校、中学校については30校ぐらいありますので、そちらのほうに作品の依頼をしております。町内につきましても、小・中学校のほうから最低2作品ずつは応募していただくようお願いしているところでございます。

○議長（中松和彦君） 大下議員。

○1番（大下 淳君） ありがとうございます。

皆様もご経験があらうかと思うんですが、よそへ行ったとき、私は愛知県へ行きましたけども、小豆島から来ましたと言ったら、壺井栄の「二十四の瞳」ですねという言葉が必ず返ってくるんですね。全国どこへ行っても非常に有名ということなんです。

作文の対象はということではありますが、直木賞と芥川賞、これ文藝春秋なんですが、この創設者は、ほかならぬ菊池寛であります。これが最高の文学賞かといえ、実はそうではないんですね。ただ、注目度が非常に高いという文学賞なんです。直木賞、じゃ直木誰ったら、多分、皆さんご存じないんです。直木は誰やというたら、本名は植村宗一というんです。植村の上がきへんの直ですから、それをひっくり返して直木というペンネーム

を使っております。

この直木賞も、しばらくは大して注目を浴びていませんでした。遠藤周作先生も受賞されましたが、ただの賞であった。今のような派手な賞ではないという、単なる賞しかもらわなかったと言っております。これが一挙に世間の注目を浴びたのが、石原慎太郎の「太陽の季節」であります。ですから、マスメディアの力も大きいなと思います。そういったことで、壺井栄先生は、やはりすごい作家だと私も思っていますので、できるだけもっともっと高みに上げて、島の力になってもらいたいと思っています。

それからもう一つ、授賞式なんですが、私も経験あるんですけど、時期が梅雨のさなかで雨が降るか、降らないか。途中降り出すと、もう大変な目に遭いますんで、苗羽小学校の音楽部の人も来てくれるんですが、暑い中、またテントは余計暑いんですよね。それを思ったときに、やっぱり、分教場なら何の心配もなく、完璧にできるかなと思って質問をしたわけです。分教場も、ほかならぬ観光資源です。有効に活用されて、また今後、いろんな工夫をしていただいたらと思います。

それでは、3点目に移ります。

3点目は、ドクターヘリの利用状況について質問いたします。

日々の生活の中で病気や事故に見舞われることがあります。そして、これに対応すべく救急医療体制が構築されておりますが、県内では、さらに4月からドクターヘリが運用開始されたところです。これにより県内では、特に島嶼部の救急救命体制の大幅な強化が期待されるところです。

そこで、小豆郡内でのこれまでの利用状況はどうか。また、ドクターヘリの出動要請の手順はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 大下議員からドクターヘリの利用状況についてご質問をいただきました。

本年4月18日から香川県内において運用を開始しておりますドクターヘリについては、救急医療に必要な機器・医薬品等を装備し、医師・看護師が同乗して救急現場に向かい、医療機関に搬送するまでの間、傷病者に対して救命処置を行うことができる専用のヘリコプターとなっております。

ドクターヘリは、防災ヘリと異なり、出動要請から5分程度の短い時間で離陸できることや現場到着時から治療が開始できることなどから、救命率、後遺症軽減率の向上が期待されております。厚生労働省の調査研究によりますと、ドクターヘリは、救急車と比較し

て、出動要請から医師の治療開始まで平均14分で約27分短く、死亡で約39%、重症・後遺症では約13%の軽減効果があるということが分かっております。

高度急性期病院への転院を余儀なくされる場合も少なくない小豆島におきまして、島内医療機関の医師によるヘリ搬送時の同行負担も軽減され、その効果はさらに高いものであると考えております。今後も積極的に運用していただき、救命率、後遺症軽減率のさらなる向上を期待するところでございます。

なお、出動要請手順及び利用状況につきましては、担当課長から説明させます。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） ドクターヘリの出動要請手順及び利用状況についてご説明いたします。

初めに、ドクターヘリの運航体制でございますが、県で定めているドクターヘリ運航要領によりますと、運航時間は、原則として午前8時30分から午後5時30分まで、冬季など日没時刻が早まる場合は日没までの運航となり、小豆島・豊島までの飛行時間は10分から15分程度となっております。

離着陸は指定された場所で行いますが、島内における離着陸場所につきましては、小豆島町12か所、土庄町10か所が指定されており、小豆島全体をカバーしております。

同乗する医師・看護師につきましては、基地病院である香川大学医学部附属病院と香川県立中央病院が1週間交代で担当しており、小豆地区消防本部からの要請を受けて出動いたします。

消防本部からの出動要請は、救急搬送では大きく3通りあり、119番通報入電時に通信指令員の判断で要請する場合、次に、救急車が現場に向かう途中で通信指令員からの情報提供により救急隊員が判断し、要請する場合、最後に、現場に到着した救急隊員の判断で要請する場合となっております。

また、島内医療機関からの転院搬送の場合は、搬送元医療機関が基地病院及び搬送先医療機関と事前調整をした後、搬送元医療機関から連絡を受けた消防本部が出動を要請します。

なお、傷病者にドクターヘリの運航費用について負担を求めることはありませんが、救急現場等で行った医療行為の費用につきましては、医療保険制度に基づき基地病院から請求することになります。

次に、利用状況でございますが、香川県に確認しましたところ、運行開始から9月末までの実績は、県全体で141件、うち小豆島の利用状況は、急病・事故などの救急搬送が

30件、島内医療機関からの転院搬送が42件、計72件となっております。

運航開始から半年が経過し、香川県が当初予想していた件数を上回る実績で成果を上げておりますが、消防本部からは、遠隔地にある離着陸場所で砂じん等の飛散防止のため散水が必要な場合、散水完了までに時間を要するなど幾つかの課題があると伺っております。

今後は、ドクターヘリの利点である迅速な救命措置が円滑に進むよう、香川県や土庄町、消防本部とともに課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（中松和彦君） 大下議員。

○1番（大下 淳君） ありがとうございます。

要請判断が、消防本部通信指令、それから現場の隊員ということなんですが、通報あるいは現場での確認で、どういうものがドクターヘリの対象といたしますか、全て何もかもドクターヘリというわけにいかないんですけど、どういった場合は、もうこれはドクターヘリだという判断をされるのでしょうか。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 消防本部のほうに確認を行ったところですが、事故などの外傷による傷病、それから脳疾患、心臓疾患など緊急を要する、手術を要するような症例は必ずドクターヘリを要請するというようなことは伺っております。

あと細かい手順、傷病があるようですが、すいません、細かいところまでは確認ができておりません。以上です。

○議長（中松和彦君） 大下議員。

○1番（大下 淳君） といいますのは、先般、実は私の身近なところで脳疾患が2件ほど発生をいたしました。1人は現場、外で急に腕がしびれるということで、すぐに病院へ連れていってくれということで119番をしたわけです。そのまま中央病院へ行ったわけですよね。最近になって高松へ移動したということなんですが、基本的に脳出血だったということなんで、ひょっとすると、そのままドクターヘリのほうがよかったんじゃないかなっていう声も周囲にあるわけです。

もう1人は、家で倒れておりまして、少し遅れての発見だったということなんですけども、救急救命士であって、医学的な勉強はかなりされておりますので、一分一秒を争う重大事故、病気、特に脳疾患、心臓なんてのは一分一秒を争う問題です。さきの防災ヘリの講習会でも先生は、間違ってもいいから呼んでくれというお話をされておりました。です



から、現場の隊員あるいは消防指令、その人たちがどんどん呼べるような環境づくりに取り組んでいただきたいと思います。以上、よろしくお願いいたしまして私の質問を終わります。

---

○議長（中松和彦君） 4番川井茂議員。

○4番（川井 茂君） 失礼いたします。4番川井です。私は、今回、3点ほど質問させていただこうと思っております。

まず最初に、1点目は、海の道を活かし、アートや文化による地域活性化を目指す条例についてというところで、この条例は平成26年6月23日制定されたものです。最初は坂手航路を想定したものでしたが、平成26年6月議会の議案第39号において様々議論されて、町内の全ての航路を対象として明文化されました。

小豆島は、航路を通して歴史、文化、作業が培われてきた。そして、この海の道を生かし、アートや文化の活動が地域づくりの根幹をなすことを基本として、町民、関係団体及び行政機関が協働し、個性豊かで活力ある地域社会の実現及び小豆島の発展を目的として定められたものであるというふうに書かれてありました。

町長は、いつも一貫して、この草壁高松航路を決して諦めたわけじゃないと、そしてまた、今はそういったチャンスを待つときだというふうにおっしゃっています。この条例には、やはり航路の維持が最重要課題だと位置づけていますので、どうかもっと積極的に対応していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 川井茂議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘の条例は、議員のお言葉にもありましたけれども、坂手港の再整備を念頭に制定した条例でありまして、その前文においても、阪神航路の玄関となる坂手港及びその周辺地域の振興、活性化を目指すものと明記しており、条例に基づきまして、現在、坂手港の再整備に着手しておるところでございます。

また、草壁航路再開についてでございますが、もっと積極的に対応すべきではないかとのご指摘でございます。これにつきましては、6月議会、9月議会において繰り返し申し上げましたが、今現在は参入できる条件が整っていない、状況にないということございまして、参入の意向を示す業者もなく、加えて、町による直接運航や赤字補填ができない以上、直接的な対応は現状では困難であると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） ありがとうございます。

この条例を読ませていただくと、この文章、すごくきれいで、そして、特に前文なんかは力強くて、私、もう感心いたしました。まず冒頭に、こうあるんです。「島々にとって航路は道であり、道があつてはじめて人々は、外の世界と交流し、つながっていくことができる。瀬戸内海の中心に位置する小豆島は、古くから海路の要衝として、多くの人や物が行き交い、様々な産業が生まれ、特有の文化や生活様式を育んできた。航路を通して培われてきた歴史・文化・産業などは今も小豆島の魅力を醸し出しており、島の活性化のためには、航路の維持が最重要課題」だというふうに位置づけています。

ここで、やはりポイントは、この島の活性化のためには、航路の維持が最重要課題であるというふうに、この条例で明記されてあります。そしてまた、この前文の最後の部分には、これまで海の道を通して培われてきた島の宝物を次なる世代に引き継ぐことはもとより、中略しますが、全国モデルとなる先駆的な子育て、高齢者施策の推進による地域活性化を図るため、この条例を制定するとあります。

現在、今、町長に答弁いただきましたが、小豆島町は、この条例どおりにやっているかというふうに問われますと、もしかしたらと、どうかこの草壁航路の問題も、この条例に沿った積極的な対応を提案して、次の質問へ入らせていただきます。

2つ目の質問ですが、これも続きになるような内容でございます。

島の宝物を次世代に引き継ぐ草壁航路の再開に再挑戦できないかと。

これは、9月定例会以降、その後の展開として、11月6日までに計7回、町民の皆さんを対象に座談会を開催いたしました。これは、各地の公民館を会場に、塩田幸雄元町長、松本篤前町長を講師に迎えて、草壁航路を含めたこれからの小豆島の展望をテーマに開催されたもので、指定区間制度をはじめ、海上運送法、地域公共交通活性化再生法、交通政策基本法など法律に照らし合わせたところの現状の理解を目的としたものでした。

7か所の会場に足を運んでくださった計300名を超える方々のほとんどが復興を願う方でした。こうした町民の声を推しはかった上で、もう一度、確かに難しい問題ではあります。最初に立ち返り、県知事を通して国土交通省へのお願いにいくといったことはお考えにはなっていないでしょうか、お尋ねします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 川井茂議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘の、座談会に参加された300名を超える方々のほとんどが草壁高松航路の再

開を願う町民であったということでございますが、私は町民全体の代表をする立場でありまして、300名以外の方の声にも耳を傾ける必要がございます。また、参加された方の中にも、草壁高松航路の再開は無理だというお考えを持ちながらも、ふだんからのお付き合いで仕方なく参加したといった方もおいでると伺っております。

先ほどの答弁と同じになりますが、再開に向けて参入の意向を示す航路事業者がない以上、国土交通省へお願いにいく考えは現在のところございませんが、本定例会終了後に香川県知事とお会いする機会がございますので、知事の考えを直接伺う予定でございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） ありがとうございます。知事にお会いになったときということで、少し心ななみしました。

今回、この座談会に講師としてお迎えしました塩田幸雄氏のお話の中に、5月に国土交通省へ行かれた。そしてまた、10月には四国運輸局での対面、それからまた、四国フェリーの社長さんにもお会いになったと。そして、10月18日には、再度、国土交通省海事局へ赴き、内航課課長補佐及び企画調整官両人と面談し、海事局から、まずは小豆島町が香川県を通しての要請があれば、海事局も協力するという返答があったというふうに聞かせてもらいました。

これらの内容を11月25日に私同席させていただきましたが、塩田氏が町長にお会いして、そして、その席で町長が、先ほど答弁くださったように、県知事とお会いしてもいいですよという返事をいただきましたので、私も強く希望しておりました。ですが、町長におかれましては、お会いした際に、どうか高松港の港湾管理者である香川県知事に関係事業者を含めて発着時間の調整をお願いし、できれば共に国交省へのお願いに行ってくださいよう提案して、この質問を終わらせていただきます。

では、3点目の質問に入らせていただきます。

3点目は、空き家対策に地域と行政の連携を進められないかというところでございます。

空き家の問題については、過去にも何度か議会の場で議論されてきたようですが、効果的な対策には至っていないように思います。小豆島町では、現在も空き家が増え続けています。空き家が放置されると、老朽化による倒壊、ごみの不法投棄、不審火などによる火災など様々な悪影響が生じます。空き家は所有者だけの問題ではなく、近隣にも大きな影響を与える存在となります。

このような空き家問題、町は、空き家バンク制度をはじめとした様々な補助制度に取り組みられておられると思いますが、住民にあまり認知されていない気がします。せっかく補助制度があっても、それらが周知されていなければ意味がありません。また、空き家は加速度的に増加し、日々状況は変化しています。行政だけの力で状況を把握することは困難であると思います。そのため、地域と行政との連携を強化する必要があるというところから提案をさせていただきます。

各地域には、遊休農地の発生防止、また解消等を目的に地区内の農地を見回り、状況を把握する農業委員及び農地利用最適化推進委員、または地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う民生委員、また、自治会によっては、福祉委員の皆さんも活躍くださっています。空き家に関しても、地域にご負担をかけるようではございますけれども、地域と行政のパイプ役となる、例えば空き家対策委員のような方を地域ごとをお願いして、地域と行政が連携できる体制を構築すれば、空き家の現状把握もしくは発生防止、解消につながると思います。この提案いかがでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 川井議員から空き家対策に地域と行政の連携を進められないかといったご提案をいただきました。

空き家は全国的に深刻な社会問題の一つであります。小豆島町においても重要な課題の一つになっております。また、空き家は所有者だけの問題ではなく、近隣にも大きな影響を与え、住環境の悪化や町の活力の低下にもつながっております。そのため、町では、空き家バンクの登録促進をはじめ、除却支援など様々な補助制度を設けて、地域の実情に応じた適正管理と空き家の有効活用による移住・定住の促進に努めているところでございます。

川井議員がおっしゃるとおり、地域の空き家は日々発生または解消するなど状況は目まぐるしく変化しており、町で、それらの情報を把握することは非常に困難でございます。また、町の広報やホームページで制度等の情報発信を行っておりますものの、ご指摘のとおり、住民の皆さんへの周知がなかなか行き届かず、苦慮しているところでございます。

しかしながら、一部には、移住や空き家活用に前向きな自治会長さんが空き家から就職先までお世話をして、成果を上げているといった自治会もございます。

川井議員からご提案いただきました空き家対策推進員なる方を地域ごとに配置できれば、早期に空き家の実態を把握できるほか、補助制度等の啓発も幅広く周知でき、地域ごとで空き家の予防や活用を推進することが期待できます。また、来年度は、次期空き家計

画の策定に向けた町内の空き家調査を実施する予定でございます。こうしたことから、ご指摘のような地域における役割の担い手として、特別交付税措置のある集落支援員制度の活用について、2か月ほど前に企画財政課に検討を指示したところでございます。

いずれにいたしましても、空き家対策は地域との連携が必要不可欠でございますので、川井議員におかれましては、今後ともご支援、ご協力のほどお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） ありがとうございます。

先般、我が自治会で役員会を開催させていただきました。約25名ぐらいの主立った方たちがお集まりいただいて、その席で住まい政策課長においでいただいて、現在の空き家の状況、そしてまた神懸通地区の状況など、いろいろ丁寧に説明していただきました。その中で、私、ずっと参加された皆さん方の状況を見ておりましたら、本当に興味を持って説明の内容を把握してくださって、その中から五、六点、挙手いただいて、いろいろ質問をされておりました。やはり切実な問題であって、そして何とかしなければならないという思いも、皆さん住民はお持ちでありますので、これも私、ひとつ提案させていただきながら進めていきたい、また、協力していただきたいなというふうに思わせていただいております。

これで3点目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（中松和彦君） 3番河井修議員。

○3番（河井 修君） 再び河井です、河井修です。

まず1点目、石彫の管理はということでご質問。

町内の道路沿い、県道・国道沿いには多数の石材彫刻、石彫の作品を設置しております。観光資源の一つとして、また、日常の生活の中にある芸術作品を眺めるという有意義なものと思われませんが、管理された植栽付近のもの以外は、設置された当時のまま放置されているように見受けられるものがあります。これは、私が主によく目にする福田から当浜の間のものの認識でありますけれども、もう何年も草木に隠れて見えなくなっているものや年に1回の国道の除草のときに少しだけ見えるものなどがあって、少し寂しいものがあります。町として、もっと適切に管理されてはどうかと思います。町としての予算とか計画などはあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 河井議員から石彫の管理についてご質問をいただきました。

議員はじめ、自治会あるいは各種団体におかれましては、花の日作業や地区清掃などにおきまして、町内の環境美化にご尽力いただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

石彫作品につきましては、道路沿いや校舎内、公園など町内に131か所設置されております。これらは、今から約半世紀前の1968年、福田にあった石材協同組合の理事長さんを中心に、日本青年彫刻家シンポジウムの開催を機に、100点余りの作品が町内各所に設置をされました。その後、1991年に旧内海町の町制40周年を記念して開催されました小豆島国際石彫シンポジウムにおいて、多くの海外作家が参加し、設置作品が追加されたところでございます。

当時の文献からは、炎天下、命を削る思いで制作された作品と記されておりました、まさに彫刻家の魂が籠もった作品であり、議員ご指摘のとおり、観光資源、芸術作品として町の風景に溶け込んでいるところでございます。一方で、ご指摘の管理につきましては、場所によっては、県や自治会あるいは有志団体などにより周辺整備が行われておりますものの、放置された箇所があるのも事実でございます。

小豆島の美しい自然、町並みが損なわれないよう、地元関係者や関係機関などと協議し、観光資源の一つとして適正な管理を、予算面を含めて検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 河井議員。

○3番（河井 修君） どうもありがとうございます。

私が気になってる作品というのは一つ二つでして、大きくなった木に隠れて見えないやつがあるんですけども、そういう木を私なりボランティアなりが勝手に切って、設置場所の所有者なり町なりに苦情が来るものかどうかを一遍聞いてみたいなと思ってたんですけど、それはどんなものでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 基本的に、所有者が町なり個人のものであっても、事前に了解をいただいた上で切っていただければ何ら差し支えないものと思います。

○議長（中松和彦君） 河井議員。

○3番（河井 修君） 分かりました。切る前に尋ねてみます。

続きまして2点目、東海岸の眺望改善をという、ちょっと1点目とかぶるようなところもあるかとは思いますが、吉田から橋にかけての小豆島の東海岸の道路からの眺めは、播磨灘に臨み、家島諸島、淡路島、徳島方面を一望できまして、また、条件がよけれ

ば明石海峡大橋と大鳴門橋が同時に見渡せるという雄大で風光明媚なもので、観光資源となり得るものと思われませんが、道路整備当時は物すごく見晴らしがよくて、よく見渡せていましたが、近年は樹木が生い茂っておりまして、車で走っていても、海岸を走っているのか、山の中を走っているのか分からない状態になっているのが残念です。

私個人の理想としましては、道路全体、海岸沿いのガードレールより高い樹木を全部伐採したらずばらしい眺望になるとは思うんですけども、それは多分、物理的に難しいかと思うんですけども、ところどころでも伐採ができればきれいになるなど感じております。また、少なくとも展望台や休憩所のある場所に関しては、見晴らしがよくあってほしいのですが、どうでしょうか。

今でも、橋からの南風台なんかはきれいに整備されていまして、よく観光客の方なんか車が止めて海を眺めていらっしゃるのが見受けられます。ああいうところが少しでも増えればいいなと私は思っております。いかがでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 河井修議員から東海岸の道路からの眺望改善についてご質問をいただきました。

河井議員がおっしゃるとおり、天気の良い日には明石海峡大橋や大鳴門橋が見えるなど、東海岸沿いの国道や県道からの眺望は、島民をはじめ、観光客に感動を与えられるに足るものであると思っております。道路の沿線には、あずまやベンチを設けた展望台あるいは休憩所が数か所ございまして、これらの施設を整備した県が維持管理について行っておりますが、確認したところ、年1回、県発注工事により、施設周辺を含め道路沿線の草刈りや通行に支障となる枝葉の伐採を実施しているが、原則として、施工範囲は道路敷地内に限られているというお返事でございます。

したがって、良好な眺望を継続して維持するためには、海側の広範囲な山林の伐採が必要な箇所もありますし、その多くが私有地であることや、場所によっては保安林指定のところもございます。また、東海岸に限らず、小豆島の国道・県道・町道には瀬戸内を望む眺望のすばらしいポイントが多数ございます。こうしたことから、今後、山林所有者や地元関係者及び関係機関などと相談しながら、観光資源の貴重な景観を少しでも改善できるよう検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 河井議員。

○3番（河井 修君） ありがとうございます。

私も、自治会の役員も兼ねておりまして、よく花の日作業とか草刈りとかに出向くんですけども、その折々に伐採できるのであれば協力していきたいなとは思っております。町のほうもご協力をよろしく申し上げます。

これで質問を終わります。

○議長（中松和彦君） 暫時休憩します。再開は10時40分とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時39分

○議長（中松和彦君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（中松和彦君） 5番羽田満議員。

○5番（羽田 満君） 5番羽田です。今回、4つほど質問をさせていただきます。

まず1つ目が、内海地区小学校統合への取り組み状況とスケジュールはということでございます。

内海地区の小学校統合については喫緊の課題であると認識していると思いますが、現在の取り組み状況と統合までのスケジュール等はどうなっていますか。また、池田小学校との将来の統合はどう考えていますか。町長よろしく申し上げます。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員の内海地区小学校統合の取り組み状況とスケジュールについてのご質問にお答えいたします。

内海地区3小学校の統合につきましては、6月議会において、出生数の減少傾向が続いていることに加えまして教育施設の老朽化が進んでいることから、将来の小豆島町を担っていく子供たちの健やかな成長に欠かせない快適な学習環境を確保するため、私の4年間の任期中に整備ができるよう全力で取り組むとお答えいたしました。

その後、7月の総合教育会議におきまして、内海地区3小学校を統合する方針を確認し、11月29日の総合教育会議では、建設候補地について、その安全性や適性について比較検討を行い、候補地を小豆島高校跡地と現在の小豆島中学校の2か所に絞ったところでございます。

小豆島高校跡地については、所有者である香川県との協議に向けて手順を踏んで、香川県の意向を確認した上での用地協議となります。その協議の結果により各方面への説明を重ねた上で最終的な候補地の決定をしておりますが、県との協議に要する期間など不確定要素があるため、具体的なスケジュールについては流動的と考えております。また、建



設場所により、校舎・体育館やプールのほか、周辺整備など、事業内容によって事業期間も変わりますが、3年から4年を想定しておるところでございます。いずれにしましても、可能な限り早い時期の統合小学校の開校を目指してまいります。

次に、将来の池田小学校の統合についてでございますが、来年4月に、隣接して香川県立小豆島みんなの支援学校が開校し、池田小学校との交流や共同学習を行うこととしております。また、池田校区の児童数は、内海校区と比較して減少傾向が緩やかであり、一定数の児童数が確保できることから、現段階では池田小学校の統合については考えておりませんし、こうした状況を踏まえ、現在、校舎等の長寿命化改修工事を実施しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（中松和彦君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） 私が想定したよりかは遅れておるような感じで捉えておるんですけども、任期の4年間にできるだけ早期にということと全力で取り組むということとでございますけれども、今の町長のお答えの中にありましたように、県との折衝等もありますので、なかなかタイムスケジュール的なものは出にくいかとは思いますが、目標設定というんですかね、いついつまでにこの程度はやっておくというのが腹積もりの中にはあろうかと思いますが、できればそういう目標をつくって、この日までにこのようにするとか、地区の説明会を終わらすとかというような形をある程度前に出していったほうがいいんでないかなという気がいたしますので、そこら辺はどうでしょう。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員おっしゃるように、当然ながら目標設定を公表したほうが、住民の皆さんの理解を得やすいような面もあるかも分かりませんが、なかなかまだ流動的な用地の問題とかございますので、それが片づいた暁には、いつを目指すとも明確にお答えできたらと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） ありがとうございます。

また、池田小学校については、たちまち統合しないというふうに聞こえましたが、町内2校ということになりますので、一つが、内海が大規模、池田180という形になるようですけども、このままの形でいいのかという、教育水準を一緒にするという考え方からすれば、1校にしたほうがええんかなというような考え方もできますが、そこら辺の選択として考えるべきかなというようなことも思いますが、町長さんはどのように。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 先ほどもお答えしたように、現段階では池田小学校の統合は考えておりません。しかしながら、今後の情勢の変化、そういったものも踏まえながら検討すべき問題であって、今ここで明確にお答えするような問題ではないなというふうに思っております。

○議長（中松和彦君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） 池田小学校の統合等について、うがった見方をすれば、内海は統合したけど、池田は残るやないかというような変な見方の方もおいでますんで、できるだけ機会を見て、いや、実はこうなんだということをはっきり物言いしていくほうがスムーズに流れていくのかなというふうに思いますので、そこはよろしく願いをいたします。

それから2点目ですが、公民館の役割と利用ということで質問をいたします。

公民館とは、町の出先機関として、まちづくりの中心となる地域の拠点であり、子育てを応援する場所としても活用していく中で、地域の各種団体とともに地域の活性化に取り組んでいると思います。

各公民館において、地域の自治会等と積み上げてきた協力関係の形は違いますが、社会の変革、個々の価値観の違いが大きくなる中で、町は地域の公民館の役割、利用等についてどう評価し、位置づけ、どのように取り組んでいくのですか。よろしく願いします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員から公民館の質問をいただきました。

公民館は社会教育法に定められた施設であり、地域住民のための教育、学術及び文化に関する事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進を図り、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置されております。事業としては、定期講座の開設や講習会の開催、体育やレクリエーション等に関する集会を開催することという規定がございます。

現在、小豆島町には、主事と用務員が常駐している11の公民館、半日勤務の1つの分館があり、本来の公民館業務のほかに、子育て支援や地域の活性化を図っていく場として地域の拠点施設となるものと考えております。

羽田議員のおっしゃるとおり、社会の変革、個々の価値観の違いが大きくなってございますし、利用者の固定化や高齢化により地域を支える人材不足もございますので、今後の公民館のあり方については検討が必要と考えております。

詳細については、担当課長から説明させます。

○議長（中松和彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 稔君） 公民館については、本年4月に策定した社会体育施設等

のあり方方針において、施設としては検討の対象に含んでおりますが、町全体の公民館のあり方については別途検討を行うこととしております。その検討結果が出るまでは地域活動の中核施設として機能を存続させ、適切な維持管理を行いながら施設を運営してまいります。

公民館については、内海地区と池田地区で組織のあり方や運営や地域との関わりについても違いがあります。一方で、施設として、草壁・安田・苗羽公民館が建築後40年以上経過することから老朽化の問題もあります。

公民館のあり方については、老朽化施設の改修や建て替えを行い、現在の体制を維持するのか、新たな運営体制にするのか大きな課題であり、幅広く意見を聞く必要があります。また、内海庁舎跡地や小学校統合後の学校跡地の活用を含めて、広い視野に立ち、持続可能な公民館のあり方について検討したいと考えております。

このため、まずは、仮称ですが、公民館のあり方検討会を組織し、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中松和彦君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） そのようなお考えですということですが、やはり、地域の自治会等と十分に協議しながら、協力関係を尊重しながら徐々に進めていただきたいと思っております。変革ということをやろうとすれば、やっぱり反発もありますので、そこらは十二分に考慮しながら進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、3つ目のペット葬儀の対応についてでございます。

犬、猫等のペットが亡くなった場合に、火葬については民間業者が葬儀対応し、町は一般廃棄物として処理しているのが現状であり、それ以外は、飼主の所有地等に埋葬しているのではないのでしょうか。

最近、島内唯一のペット葬儀業者が閉鎖されたようでございます。高松、岡山等での葬儀業者の取扱いとなっているようでございますので、ペットが亡くなったときの町の対応についてはどのようになっていますかと。ペットに対する飼い主の感情は特別なものがありますので、何か飼い主に今より少しでも丁寧な対応ができないか、検討願いたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員のペットの葬儀の対応についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、ご家庭で飼われているペットが亡くなった場合には、多くの方は自己の所有地に埋葬しているものと思われま。また、埋葬する土地がなく、焼却処理を希望する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、一般廃棄物として小豆島クリーンセンターで受け入れております。

また、クリーンセンターの焼却能力を超えるような大型のものや、家族同様に暮らしてきたペットを廃棄物として焼却することが忍びないという方の中には、民間のペット火葬場などで火葬している方もいると聞いておりましたが、島内のペット葬儀業者が廃業されたのはご指摘のとおりで、ペットを火葬するのを島外の事業者をお願いしているのが現状ではないかと思ひます。

しかしながら、既に町内の民間事業者がペット霊園の開業に向けて具体的かつ前向きに検討中のございまして、私からも、ぜひ開業してほしいとお願ひしているところのございしますので、民間事業者の早期開業を期待したいと思ひます。

なお、飼ひ主の方から問合せがあつた場合には、家族同様のペットを失つた飼ひ主の立場に立つて丁寧な対応を心がけるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願ひ申し上げます。

○議長（中松和彦君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） ありがとうございます。

犬の登録は、聞きますと約千頭、登録してないのを含めると結構な相当数。猫は分かりませんが、結構な数ということで、ある程度、町は一般廃棄物として処理する部分を増やしていかないと、不法投棄が増える原因となりかねませんので、私、そういう知見があまりないんで、例えば、ペット用のひつぎとか、段ボールとかとか、クリーンセンターに若干簡単な祭壇をつくって、そこへ置いてくれとかというような形をするとか、他の自治体等の対応方法を参考にして、飼ひ主の意向等を考慮しながら知恵を絞っていただきたいと思ひます。

町長が先ほどおっしゃられた民間業者の部分についてはすけれども、私も聞いとりました、こういう話があるよというんを出そうとしたんですが、先に言われまして、あれなんです、ただ、聞くとところによりますと、準備期間が結構いるようなので、その間、ちょっと死ぬんを待ってくれというわけにもいきませんので、町のほうでも何か考えていただきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは4点目に入ります。

小学生等の登下校見守りの対応はということでございまして。

小学生等の登下校の見守り活動は、子供たちの安全・安心を守る地域住民の自主的な活動であり、朝の登校時間等に各地で立哨しているのを見ることがあると思います。約20年ほど前に発足しているようですが、高齢化が顕著でして、参加者が減少し、非常に厳しい状況になりつつあります。

私もそのうちの一人なんですが、地域の宝である子供たちを地域が見守ることは大切なことですので、各地区の活動状況はそれぞれのございますけれども、町はどのように考えて対応していくのですか。よろしくお願いします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員から小学校等の登下校の見守りについてご質問をいただきました。

小学校等の登下校の見守りにつきましては、学校支援ボランティアとして活動していただいておりますが、地域の宝を守る大切な役目であり、長く継続していただいていることに深く感謝を申し上げる次第でございます。一方で、羽田議員ご指摘にあるように、見守りについては、高齢やコロナ禍を理由に参加者の減少や継続が困難なところが出てきております。

このような中、今年度から地域学校協働活動推進員を配置し、学校と地域との調整を行いながら協働できるよう模索しておるところでございます。一例としては、登下校の見守りについては、一定の時間に交差点などに立哨する形ではなく、日常生活や事業活動の中で無理なく行えるような、ながら見守りの提案も行い、実践しているところがございます。

詳細については、担当課長からご説明いたします。

○議長（中松和彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 稔君） 学校支援ボランティアにつきましては、毎年2月に町広報紙に学校支援ボランティア募集のチラシを折り込みし、募集をかけております。内容としましては、登下校の見守り活動のほか、学校の環境整備や教育活動支援といった活動内容もあり、申込みをされた方に対しボランティア保険に加入しております。

羽田議員のご指摘のように、ボランティア登録者数が高齢化やコロナの影響により大きく減少しており、危機感を持っております。その対策として、町長答弁にありましたが、今年度から地域学校協働活動推進員を配置しており、学校と地域との調整を行いながら協働できるよう模索しているところがございます。

ボランティアの募集という待つ形ではなく、教育委員会や学校から推進員を通じて地域

に働きかけ、負担の少ない方法を提案し、ボランティアの活動範囲を広げてまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。

○議長（中松和彦君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） ただ、私、聞いとるのは、ながら見守りということで、この時間、間があったら見てよと、犬の散歩の間に見てよということのようですが、その分についての要請も公民館等に行っているようでございますが、はっきり言って、もう少し強力に進めないと、恐らくなくなりますんで、そういう懸念が大いにありますので、もう少し地域と突っ込んだ話をされたほうがいいのかなどというふうに、現実、実感として思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

登下校時に安全・安心を保障するというのは、全国でも結構問題が取り上げられておるところだと思いますので、ボランティアというのはいちばんいい形ではあると思いますが、将来それで済むのかということも考えて、今から動いてボランティアも確保していくということが肝要かと思っておりますので、そこらを課長、よろしく願いをいたします。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

---

○議長（中松和彦君） 8番中川光秋議員。

○8番（中川光秋君） お願いします。8番中川です。

まず1点目、航路再開に向けての対応はということで、9月本会議から3か月、周りからも就航病とも言われながらも、航路再開を今でも望んでいられる住民の皆さんと座談会で意見を交換し、また、事業者との面談も行いました。航路再開への意思を確認してきました。また、航路再開の問題だけでは済まされなくなっていると感じております。住民にとって大事な一つの問題に対する町としてのそのもののほうが問題ではないかと、最近、強く懸念しております。

これからも、学校統合問題、また小豆島中央病院の問題など数多くの難題があるかと思っております。そのことを解決するためには、法律やルールに基づいてしっかりと議論し、住民の皆様のご意見をしっかりと聞いていただき、それをまとめ上げ、善き方向に引っ張っていくのが町長のお役目であり、町長しかできないことだと思っております。その対応について、町長ご自身、そして小豆島町として、これから先、どのようにお考え、行動していくおつもりなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 中川議員のご質問にお答えをいたします。

草壁航路問題については、いまだに一部の団体の皆さんと認識の違いがございますが、住民の皆様の中、あるいは議会の中で多様な議論、また賛否両論があるのは、民主主義として、むしろ当然の姿でございます。

私としては、航路の許認可に関して何ら権限を有しておらず、一民間航路事業者の経営に責任を負える立場にもありませんが、住民の中に賛否両論があることを踏まえ、就任直後から自分自身で直接航路事業者を訪ね、草壁航路への参入意向がないことを確認し、行政機関や関係者の意見も聞いた上で、現時点で草壁航路の再開は困難であると判断しております。

加えて申し上げるなら、航路問題が起こって間もなく、中川議員さんも名前を連ねた一部の団体の皆さんは、草壁航路を休止し、池田航路に統合して増便するという航路事業者の経営再建策に反発され、池田航路の増便が認可されれば草壁航路はジ・エンドだと、要は終わりだとして、国会議員にも働きかけて池田航路の増便阻止運動を展開されておられました。

しかし、四国運輸局、香川県交通政策課、当時の小豆島町長、四国フェリーグループ代表、国際両備フェリー代表の関係5者がそろった場で行われた意見聴取を経て、四国運輸局は令和3年1月、海上運送法に基づき池田航路の増便を認可いたしました。

一部の団体の皆さんのお言葉を借りますと、池田航路の増便が認可されればジ・エンドとなるはずでございますが、そこから2年近くにわたっていまだ活動をされており、常に誰かを非難の的にしているように私自身はお見受けしております。

最近では、私の議会での発言の一部を引用し、暗に批判するようなチラシや冊子を配布されるなど、私を非難の的にご指名いただいているようでございますが、私は、草壁航路再開に反対と申し上げたことはありませんし、公の場で一部の団体の皆様を非難もしておりません。6月議会、9月議会、そして今回の議会と連続して4名の皆さんから、毎回毎回、同じ趣旨のご質問をいただいておりますが、真摯にお答えしているつもりでございます。

ジ・エンドだと言っていたはずの航路問題が、実際の増便から約1年9か月、認可からですと2年近くもくすぶり続けているのはなぜなのか。振り返りますと、草壁航路の高速艇が休止になったのは平成29年9月1日、先々代の町長さんのときであります。これによって草壁航路の乗降客は激減しました。草壁航路が経営悪化に向かう大きな転機であったと思います。

令和2年になってコロナ禍が深刻になり、乗降客がさらに減少する中、令和2年5月

11日、土庄航路が危険物便に参入し、草壁航路は危険物便収入の約9割を失い、新造船を建造中の内海フェリー株式会社の経営は風前のともしびとなり、令和2年8月末、内海フェリー株式会社から要請を受けて、両備グループ傘下の国際両備フェリー株式会社が全株式を買い取る形で内海フェリーを救済し、同時に、赤字にあえぐ草壁航路をそのまま続けることで、草壁航路、池田航路ともに弱体化することを避けるため、草壁航路の休止と池田航路の増便による経営再建策を表明されました。

そして、約7か月後の令和3年4月1日、先代の町長さんのときに草壁航路のフェリーは休止となりました。私が就任したのは、フェリーが休止になって1年余り過ぎた令和4年、本年の4月23日でございます。

最近では、燃料価格の高騰によりまして、小豆島の各航路は、これまで以上に厳しい経営環境にさらされております。既に姫路航路、日生航路、岡山航路が運賃値上げに踏み切ったことから考えましても、土庄、池田に比べて海上距離が長い草壁航路への参入は、さらに困難な状況のように思いますが、町議会議員の選挙期間中に、私が草壁航路を走らせると公言された議員さんもいらっしゃると伺っておりますので、その実現にご期待申し上げるとともに、実現の暁には、町として可能な範囲でご協力もさせていただく所存であります。

私としては、町政における長年の課題を一步一步着実に進めつつ、草壁港周辺が寂れないように、どういった活用がいいのかを含めて、まちづくりの施策を模索しているところであり、そのために、官民間わず、また県の内外問わず奔走しているところであります。

今後も、町と島の活性化に向け、必要性や優先順位を判断の上、様々な施策に積極的に取り組んでいく所存であります。具体的な施策として実施の見通しがついたものについては、令和5年度当初予算においてご提案したいと考えておりますので、中川議員におかれましても、町執行部と議会という町政の両輪を担うお一人として、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） ありがとうございます。2年間余りにわたる経過、よく理解できました。

私、過去2度にわたり質問させていただきました。草壁高松航路再開は長期にわたる熱い思いが受け入れられず、執行部をはじめ町長答弁では、業者がないの一点張りであったように思います。住民の方々は強い憤りを感じられておるようです。

本議会の内容も、ユーチューブで全世界へ配信されます。航路の問題、十分ご理解いた



だけている方ももちろんおいでますが、まだまだそうでない方もおられるようなので、あえてご説明をし、ご確認後に再質問をさせていただきたいと存じます。

去る6月2日、この小豆島町で全員協議会で同じことを言いますが、水口振興部長が発言された30分間ルール、すなわち、高松港の発着枠に関しては、港湾管理者である香川県へ申し出てください。関係業者と自治体との間で協議し、四国運輸局としてもご協力しますと。局が先に動くのではなく、小豆島町と香川県でやってくださいとのことでした。

また、10月21日、国交省海事局の佐藤企画調整官も、地元自治体が中心になり、地元の意見を集約して、その上で香川県や関係企業者も含め、幅広い関係者間で共通の意識を持つことが重要と考えております。我々も要請があれば、当然、対応させていただきますと強い返答がありました。これは佐藤企画調整官から塩田元町長に明確にメール文書で回答をいただいている内容でございます。大江町長もご存じかと思えます。

先般、川井議員からもございましたように、このことを町長にやっていただかないことには前に進みません。小豆島町トップ、つまり、大江町長が動かなければ事は動きません。どうか町長が先頭に立たれ、先ほどご答弁いただいたように、12月22日ですか、池田知事、また地元の黒島県議をお願いをし、事を進めていただきたいと思います。

30分間ルール、発着枠に関しては、ぜひ22日に池田知事にご理解をいただいておりますので、この問題が解決すれば、おのずと事は前向きに一気に進むかと思えます。小豆島町民の住民の切実な思いでございます。ぜひ22日には知事へのご訪問、ご面談の目的、内容をお教えいただければと思えます。お願いします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 高松の発着枠につきましては、今現在、中川議員ご指摘のように、30分ルールというのがございます。これについては、中川議員さんが再開の意向があるとおっしゃっている業者自身が絶対に変えないと、変えられないというふうにお聞きしております。したがって、県に要望はしますが、そこがクリアできない限りは発着枠が取れないということでございますので、知事とも、そういった話も含めてお話をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（中松和彦君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） すいません、今、ちょっと聞き取れなかったんですけど、池田知事ができないということをおっしゃったんでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 中川議員さんほか皆さんが草壁航路を再開してくれると思ってい

る業者さん自身が30分ルールの変更はできないとおっしゃってありました。

○議長（中松和彦君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） 私たちがお聞きしてる条件がそろえばやろうと、やりましょうという業者のことだと思うんですが、これは私たちが聞いている限りは、ご自分では、やはり両備さんとの関係もあるし、他の関係もあるので、自分では動けないと。そのために、県、国、運輸局が動いてほしいと、はっきり聞いております。そのために、まずは、町の代表である町長さんが県知事さんをお願いをして、また、黒島議員さんをお願いをして、それから運輸局、国へと話が進んでいく。当然、業者2社、自治体、住民等呼んで、その発着枠に関しては話合いをしてくれるということでもあります。これは法律にもうたわれてますので、そこを大きく期待しております。よろしくお願いします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） ちょっと認識が大分違うんですけども、走る意向があると皆さんが思われてる事業者さんは、もともとの草壁航路の5便を用意してくれと、ダイヤを用意してくれと、それから切符売場、待機レーン、それを全て町側で用意しろと。なら考えてもいいよというお話でした。

草壁航路の旧の5便のダイヤを確保するという事は、池田航路の増便をやめさせろということになるんですよ。そんなことに誰が責任を持てるんですか、持てますか。そういう責任を持ってない以上、それはできないことなんです。

○議長（中松和彦君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） すいません、やめさせろとかいうんではないと思うんですが、そのあたりの話合いを県が、国が、まず場を持っていただきたいということです。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） この業者は終始一貫して、条件を整えろと。その条件は何かというと、もともとの草壁航路のダイヤ5便、それから待機レーン、切符売場です。その一丁目一番地の5便を、条件を整えろということは、すなわち、池田航路の増便をやめさせろということなんです。そんなことに我々が責任を持てるはずがないんです。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私のほうからも少し補足で説明をさせていただきますが、池田航路の2便増便の申請を出された暁には、当然、離島航路協議会の中でお話合いをされております。もっと詳しく言いますと、国際両備フェリーさんのほうから四国フェリーさんのほうに直接出向かれて、今回、草壁高松を休止し、池田を2便増便するという

ことをトップ同士でお話をされて、そのお話の中で、四国フェリーのトップの方も、それは了解しますよということで決着をされたお話でございます。以上です。

○議長（中松和彦君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） ちょっと複雑になってきたんですが、30分間ルール、発着枠、今の現状では、草壁5便のうち3便が池田にいくと、2便は空いてます。ただ、それだけじゃなくて、今後、例えばルールは、今の業者間で約束しとることです。もしほかの業者が入ってきた場合、基準さえそろえば認可を下ろすと思います。そうなった場合の30分間ルールはどうかということ、まずは、申し訳ないんですけど、町長さんに池田知事をお願いをして、一回業者を呼んでお話をしてもらおうという入り口をつくってもらえたらと思っております。以上です。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 業者さんには再度訪問して、しっかり意向は確認させていただいた上で、どう対応するか決めたいと思います。

○議長（中松和彦君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） 1点目を終わります。

議長、2点目なんですが、独禁法についての質問なんですが、これはもう取り下げても別に構わんでしょうか。

○議長（中松和彦君） 構いません。

○8番（中川光秋君） じゃ、もう質問しないということでいいんですか。

○議長（中松和彦君） はい。

○8番（中川光秋君） じゃ、2点目の独禁法に関しては、もう取り下げます。以上です。どうかよろしくお願いします。ありがとうございました。

---

○議長（中松和彦君） 9番三木卓議員。

○9番（三木 卓君） 町長、今日のネクタイはすてきな色だなあと見て、ずっと見ました。何かオレンジがきらっと輝いてるような形で、執行部の方々にも明るい色のネクタイをお願いしたいなど、今、少し思いました。

失礼いたしました。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして3問質問をしていきたいと思っております。

まず1つ目が、企業版ふるさと納税の積極的PRをということで質問をいたします。

令和3年度の小豆島町に寄付をいただいたふるさと納税の件数が2万7千件、額にして

9億7千万円の寄付をいただきました。取扱いサイトを増やしたり、購入者への再アプローチなど積極的な施策が成果に結びついていると感じております。

その一方で、令和3年度の決算書の中で気になる収入がございました。それが企業版ふるさと納税の寄付77万5千円ありました。私自身、この制度は、まだそこまで知られていないだろうなというふうに考えておりましたが、早々に着手し、少額ではありますがけれども、既に収入を得ているというアンテナの高さ、行動力とスピード感は素晴らしいことかなというふうに思います。

ちなみに、企業版ふるさと納税の全国での実績は、令和元年度は約1,300件、額にして33億円、令和2年度は、その倍の2,200件、額にして約3倍の110億円、令和3年度に至っては約5千件、額にして225億円と、この3年間で倍々という形で増えてきて、これからも伸びていくだろうなということが暗に予想されると思います。

また、税額控除の特別措置に関しては、一応、令和6年度までとなっており、来年度からの2年度——令和5年度、令和6年度、この2年間はとても重要だろうというふうに感じています。

この企業版ふるさと納税をうまく活用することで、小豆島町の施策を全国にもPRできますし、安定した財政収入を得られる可能性も十分にあると考えてます。今後は、人口減少による税収の減、また、それによって地方交付税の減も容易に想像ができます。

現在の行政サービスを維持、さらにアップデートしていくためには、やはり安定した財源の確保が必要になると思います。そのためには、稼ぐ町への変化が求められていると、このように考えています。今後は、いかにしてこの企業版ふるさと納税を増やしていくおつもりなのか、答弁をお願いします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 三木議員から企業版ふるさと納税についてご質問をいただきました。

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生の取り組みに対し、企業が寄付を行った場合に法人関係税から税額控除する制度でございます。平成28年に創設されております。

令和2年度税制改正により、地方創生のさらなる充実強化に向けて制度が大幅に見直されまして、税額控除割合の引上げにより税額軽減が約9割に増加し、企業の実質負担が約1割まで圧縮されております。また、専門的知識、ノウハウを有する人材を寄付企業から受入れ、当該事業に従事していただく人材派遣型の制度もございます。

本町におきましては、令和3年度に株式会社湖池屋様から77万4,228円のご寄付をいただき、オリーブ振興事業に活用しております。また、今年度も同社から85万788円の寄付の申出をいただいております。こちらもオリーブ振興事業に活用する予定となっております。さらに、来年度において、企業版ふるさと納税の内諾をいただいている企業もございまして、こちらは坂手港再整備事業等の拠点施設整備に活用する予定としておるところでございます。

なお、県内においては、三豊市が既存のグラウンドをプロ仕様、多種目対応に改修を行う宝山湖ボールパーク夢いっぱいプロジェクトの寄付を募り、令和3年度に2億2,150万円を集めておりまして、市長自らが企業訪問を行い、制度や活用事業のプレゼンを行ったことが寄付につながったと伺っております。

こうした事例も参考に、本町においても活用事業を明確化し、経済団体とも連携を図りながら積極的に本制度を活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） 令和3年度の寄付に関しては、湖池屋さんから77万5千円ということで1社だけだったんだなというふうに思いました。この湖池屋さんからの寄付に関しては、湖池屋さん側からアプローチがあったのか、町からアプローチをしたものかという、どちらになりますでしょうか。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） お答え申し上げます。

湖池屋のほうから、企業版ふるさと納税としてオリーブ振興に役立ててほしいというご提案を頂戴し、それを町のほうで受入れをさせていただきました。以上でございます。

○議長（中松和彦君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） 昨今でいうと、CSRっていう言葉ですね、企業の社会的責任という、そういう言葉が結構周りでも当たり前聞くようになってきて、このような企業版ふるさと納税という、この制度自体は、企業側から見ても、やろうとしていることと実際やってること、言行一致になる積極的に企業側が活用したいと思えるような、そういう制度なのかなというふうに考えて、私自身は感じておりますので、そういったことにごく気になっている企業って、実は大変多いと思ってます。そういった企業にどうアプローチしていくのかというのがすごいポイントになってくるのかなあと思います。

先ほど町長の答弁の中で三豊市の例がありました。市長自ら企業を訪問し、制度や事業

のプレゼンを行ったというふうな答弁がありました。これは、恐らく来年度以降、町長がそのようにするつもりであるという決意表明を少し遠回しに表現しただけかなというふうには思っております。

具体的に小豆島町として、今後どのように具体的な方法で企業にアプローチしていく予定があるのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 三木議員のご質問にお答えをいたします。

来年度1社、もう既に内諾をいただいておりますけれども、それはこちらから働きかけたお話でございまして、寄付額も、去年よりは大幅大きな金額になる予定でございまして。

当然ながら、どういったことをやりたいのかというのが企業さんにPRする上で非常に重要になりますので、これから当町が予定している目玉事業と申しますか、先駆的な事業について、ぜひプレゼンして、企業からご寄付なり人材派遣をいただくような取り組みを進めたいというふうに思っております。

○議長（中松和彦君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） 冒頭で申し上げましたように、来年度以降の2年間、税制の特別措置がある間というのは、すごく勝負の年になるかと思えます。担当課長自ら、いつまでに何億円集めますという、そのような宣言があると、その数字に職員もコミットできて、目標達成も容易になるのかなというふうに思いますが、担当課長、いかがでしょうか。動画にも残るこの場で、いついつまでに何億円、いかがでしょうか。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） お答え申し上げます。

いつまでに、例えば令和6年度までに1億円とか、そういう答弁を期待されてのご質問かと思いますが、こちら、やはり先方の企業があるお話でございまして、町長が申し上げたとおり、町の新たな取り組みをPRすることで、例えば、新たな魅力ある施設、坂手港整備がありますけれども、こういった具体的な事業を構築して広く企業の協力を得たいと考えてございます。以上です。

○議長（中松和彦君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） 本当に重要な安定した財源を確保できるような制度だと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは2問目に移ります。

集落支援員の導入をという質問をいたします。

地域おこし協力隊と同じスキームの特別交付税100%の施策として、あまり知られていない集落支援員制度です。私自身、地域おこし協力隊は、地域をどうやって盛り上げていくのかという、ある意味、攻めの施策と考えています。一方で集落支援員という制度は、衰退していく地域を守っていくために重要な守りの施策になるかなというふうに考えております。

地域おこし協力隊は活動期間が3年と、短期間で成果を上げなければならないのに対し、集落支援員に関しては、その期間に制限は特にありません。地域の課題を把握しながらじっくり活動できる点が大きな違いかなというふうに考えています。

ただ、少し調べても、全国的にあまり目立った成果が上がっていないように思えますので、その辺が少し町行政として手がつけにくいのではないかなというふうな予想もしております。

今後、高齢の方ばかりになってしまう集落も出てくるのかなと。そのような地域に対して、目配り役としての巡回や状況把握をする人がいれば、当該地域の方々も、また少し離れているご家族も、より安心して生活できるのではないかと、このように思っています。小豆島のような田舎になればなるほど、この制度は重要な施策のように私は思えてなりません。現状、集落支援員制度自体をどのように捉え、今後、この制度を活用していく予定はあるのか、お聞きします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 集落支援員制度についてお答えをいたします。

議員ご質問のとおり、集落支援員制度は、地域おこし協力隊と同じように国の特別交付税措置を受けられる制度であります。この制度は、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材を地方自治体が委嘱して、集落への目配り役となっていていただく取り組みでございます。

令和3年度の専任の集落支援員は全国で1,915人で、その約4割が60代、約5割が元会社員、元公務員、元教員でございます。また、約9割が、それまで暮らしていた地方自治体で活動しておるようでございます。また、これとは別に、自治会長などとの兼務の集落支援員は3,424人となっております。

議員がおっしゃるとおり、衰退していく地域を守っていくために重要な人材になると考えております。集落支援員は、主に町職員と協力して集落点検を実施した上で、集落の維持活性化に向けた取り組みを行っており、まさに本町で次年度に開始予定であるバス停から遠いエリアに住む方に対する地域交通の確保、移住・交流の推進や空き家対策、高齢者

見守りサービスの実施、伝統文化の継承などの活動でございます。

私も、川井議員のご質問にもお答えしましたが、2か月ほど前に集落支援員制度の活用を検討するよう企画財政課に指示したところであり、まずは、空き家対策をはじめ、こういった役割を担っていただくのか、自治会長などと兼務なのか、あるいは専任なのかなど、本町における各地域の実情にマッチした方法を検討した上で制度活用を進めてまいりたいと考えております。

今後、小豆島の発展と持続可能なまちづくりを進めるに当たって、地域おこし協力隊や集落支援員、企業版ふるさと納税の人材派遣型、こういった制度を活用し、多様化するニーズに応える人材を確保できるよう取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中松和彦君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） 先般、10月に、後ろにいらっしゃる川井茂議員と一緒に参加したセミナーの中で、講師の先生がこのようなことをおっしゃっていました。自治体は消滅しない。消滅するのは地域であり、地区であると。人口が減っていく中で、ただインフラは残る。その整備もいずれは追いつかなくなる。そうすると、地域や地区を畳んでいく、そんな決断も必要になると、このようにお話ししていらっしゃいました。

ただ、地域の人々は、そこに住む人は、やっぱり、自分が生まれて育った、そして、その地域の方々に育ててもらった、その地域で、できれば人生の最期を迎えたい、こう考える人がほとんどだと思います。いずれは、そのような苦しい決断もしないといけない、そんな時期に差しかかるかもしれませんが、それでも、少しでも長く、その地域が地域であり続けるために、この集落支援員という制度は、本当に活用できる制度かなというふうに思っておりますので、ぜひ前向きな検討と早期の導入をお願いいたしたいと思います。

それでは3問目に移ります。

災害時のホームページはどうなっているか。

私自身、消防団に所属し、9月の台風の際も招集されました。幸い、強風が吹き続けることもなく、大雨が続くこともなく、大きな被害が出ず解散になりました。招集中には、常に鮮度の高い情報を得るためにテレビをつけて見ているわけですが、その際、町のホームページはどうなってるのかなというふうに思いまして、少し見てみました。それが画像にあります下段の2枚ですね。左側がトップページで、このトップページをクリックすると、下段右下のページに飛ぶというところで、その右下の画像のまた下、一番下、ちょっと赤くなっているところが緊急情報というふうに載っていたわけですね。



そのときに、県内の他市町のホームページもどないなってるのやかなというふうに思って調べたところ、その運営に結構違いがありました。写真上段2つ、これは綾川と観音寺の例なんですけれども、トップページで目立つように緊急情報っていう、本当にシールをぺたって貼ったみたいに、見てすぐ分かる。トップページへ行けば、すぐこの状態になってたっていうことで、非常に分かりやすいなというふうに感じました。

もし大きな災害が小豆島町で起こったらどうなるんかと。ホームページにアクセスが集中し、その際に、災害の状況や被害状況が少し分かりにくい、そんな状態では、住民の生命にも関わるのかなと。通常の状態であればテレビからの情報で十分ですけれども、大きな災害が町内で起これば、これはもう別かなと。

近々起こると言われている南海トラフ地震や、いつやってくるかも分からない線状降水帯によって起こる地域内の災害等に対して、町のホームページは、サーバーダウンや緊急情報等のような運営を準備しているのか、ご答弁をお願いします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 三木議員のご質問にお答えいたします。

近年、大地震や豪雨災害が全国各地で発生しておりまして、特に南海トラフ地震については、今後30年以内に最大80%の確率で発生すると言われております。また、近年では豪雨による災害が激甚化、頻発化し、毎年のように各地で甚大な被害が発生しているため、こうした有事の際の情報発信は非常に重要なことであると考えております。

三木議員ご指摘のとおり、災害時には、自治体のホームページへのアクセス数が非常に集中いたします。平成30年の大阪北部地震の際にも、高槻市や大阪市ではホームページがダウンしております。

そこで、令和2年にホームページのリニューアルを行った際、サーバーに負荷がかかって閲覧不可能となり、町民の皆さんが情報を得ることができなくなることを避けるため、災害時には、画像等を使用した通常のサイトではなく、必要最低限の情報のみを表示し、アクセス集中に耐えることのできる軽量の緊急用画面に切り替える機能を導入しております。

こちらについては、クラウドサーバーを設置しているため、大規模災害が発生した場合、遠隔からの操作も可能となっております。こういったことにより急激なアクセス集中に対応し、町民の皆さんに命を守るための情報を継続してお届けできると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） 今、答弁の中でクラウドサーバーを設置してらっしゃるっていうお話がありました。実際、もう本当にこの庁舎が全く機能しないという状況になった際に、そのホームページへの発信の運営っていうのはどのような形を考えておられるのか、答弁をお願いします。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） お答え申し上げます。

この庁舎が災害で機能しなくなった場合のホームページの運用でございますが、誰が操作するか、どこから操作するかということでございますが、まず、池田の保健センター、こちらが可能であれば、そちらから一義的にやると。それから、各公民館からも、このホームページの操作っていうのは可能になっておりますので、まだ無事である公民館等々から発信すると。最後に、小豆島全体が激甚災害の場合も想定されますけれども、それは委託しております企業のほうからも情報を流すことが可能になっておりますので、そういった二重三重の対応で対策を講じてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（中松和彦君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） 緊急時のホームページの対応については、非常に安心ができるのかなというふうに思いました。以上で私の質問を終わります。

○議長（中松和彦君） 暫時休憩します。再開は13時とします。

休憩 午前11時42分

再開 午後0時58分

○議長（中松和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（中松和彦君） 12番安井信之議員。

○12番（安井信之君） 私は4問、町長に質問をしたいと思います。9月議会でコロナで欠席ということで、できなかった部分も含めてというふうな形でよろしく願いをいたします。

まず最初に、都市計画区域内での排水路、公衆道路の管理はということで、数か月前、内海地区の方から水路の材料支給事業の相談を受けました。そこは、地権者が土地を出し合って水路、通路をつくった箇所であります。家を建てる時、使い勝手のいいように施工したと推察するものです。通行できることから、次第に地域の人々が利用し、集落道化しています。

都市計画地域で道路となるには幅員4メートルが必要になってきます。維持管理もあ

り、地権者、自治会での管理も難しいと考えます。そういう事例に対して町はどう関わっていくのか、伺いたいと思います。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員から都市計画区域内での排水路、公衆用道路の管理についてご質問をいただきました。

現在、実施しております里道、水路等の維持管理に係る材料支給事業で、個人が所有する水路や通路も対象にできないかというご質問かと思えます。

原材料支給制度につきましては、小豆島町原材料支給要綱に基づきまして、里道や水路という法定外公共物等の維持管理に必要な材料の費用を自治会等に補助するものでございます。一般的に、里道、農道、水路等の管理は、地元または受益者の方々において維持管理をしていただくものと理解しております。町としましては、基本的には里道、水路等の法定外公共物の維持管理は、現在の原材料支給制度でご支援させていただくことでご理解をいただきたいと思えます。

しかしながら、高齢化等により地域のコミュニティーの力が落ち、地区内での管理が難しい時代になってきております。今後、こうした状況に応じた制度の変更について調査研究は必要であると考えております。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。

○議長（中松和彦君） 建設課長。

○建設課長（守山和利君） 私からは、個人所有の道路や水路など原材料支給制度の対象について説明をさせていただきたいと思えます。

基本的に、原材料支給を対象にしている施設は、もともと国有地で、公図上無番地で、道、水と表示されている里道、農道、水路です。土地そのもの、底地の管理は、現在、町管理になっております。あくまでも公共性の観点から、公共事業としての材料支給制度であります。

登記地目が公衆用道路や用悪水路であっても、所有者が個人名義であれば個人の財産であることに変わりはなく、そこに公共の材料を支給するということは考えておりません。また、個人名義の道や水路は数限りなくあり、それを全て事業の対象にすることは現実的ではないと考えております。

しかしながら、町長答弁でもありましたように、時代の変化に対応した制度にするための調査研究は必要であると考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 原材料支給制度は、自治会単位で、自治会長なりが申請するというふうに思っております。その中で自治会が出してくるということは、今ある集落道が個人のものというふうな認識でなく、みんなが利用しているというふうな認識の下で出してくるというふうに思っております。ですから、そういうことを加味するような条例を変えていく必要性は十分にあるのかなと思いますので、その辺はどう考えますか。今、検討課題と言いましたが、その辺は検討すべきものだと思いますけど、よろしく願います。

○議長（中松和彦君） 建設課長。

○建設課長（守山和利君） 原材料支給要望は、以前より要望が減少したものの、毎年20か所前後の要望をいただいております。自治会によっては、まだまだ今の現行制度で実施したい箇所があると感じております。将来的に制度の見直しが必要な状況になれば対応を考えたいと思いますが、直ちに対応を変える時期ではないと思っております。

原材料支給制度を時代とともに変えていく、変化させていくといたしましても、例えば既設コンクリートの取壊しの補助や高齢化により地域だけで施工するのが困難な場合に、業者等をお願いする人件費の補助などが優先されると考えられます。

いずれにいたしましても、公の用地であるということが前提になります。個人名義のままの水路や通路を施工してしまうと、将来の相続時に、事情を知らない相続人と自治会がトラブルになるということも考えられます。自治会名義に変更するなど公の用地に変更してから自治会に要望していただくなどの対応をお願いしております。いずれにいたしましても、自治会の要望調査や制度の研究を引き続き行っていきたいと思っております。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 原材料支給制度自体は、合併時にこの事業を取りやめるというふうな話も出てきました。まだまだやるところがあるから、それは存続するべきやというふうな形で今まで続いてきていると思います。

公衆用道路、私有地であっても、所有者が勝手にいろうことはできません。周りの人の同意なりがなかったらいろえんというふうなことですんで、公共性は十分にあると思しますので、その辺も加味した形での運用をお願いしたいと思います。

次に、奨学金制度の見直しをということで、6月定例会で、来年度から借入れ対象者の意思でなく、雇用主の都合により住所案件が外れた場合の復帰を可能にする答弁をもらいました。日本の46都道府県での人口減少の報道がありました。小池都知事が育休を育業と

称したように、子育てを仕事と捉える必要があると考えます。

そこで、離職して子育てに専念した者もカウントするべきだと考えますが、見解を伺います。

また、コロナ禍で働き方改革が行われ、会社での勤務状況も変わってきています。地域の働き手だけではなく、人口確保の観点から制度の見直しも必要ではないかと考えますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員から奨学金制度の見直しについてご質問をいただきました。

ご質問にもありますように、東京都では、育児休暇を取得しやすくするため、育休に代わる新たな愛称を育児と決めたことを発表されましたが、それは、あくまで企業に属しながら育児休業を取得する場合の愛称であり、出産を機に離職された場合は、単に家庭保育になるというふうに思います。

本町においても、育児休暇が取得しやすい環境をつくっていくことは、安心して子供を産み育てることができる環境づくりにつながるものであり、人口減少が続く本町にとっても大変重要なことであると思っております。

奨学資金貸付けの返還における育休の取扱いについては、現行制度の中で、返還免除を伴う猶予の対象として取り扱っており、離職された場合も一定の配慮をする内容となっておりますので、今後も、これまで同様の運用をしてみたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。

○議長（中松和彦君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 私からは、本町の奨学資金の貸付金の返還における育児休業の取扱いについて説明します。

本町の奨学資金貸付制度は、大学や専門学校などを卒業した後、町内に居住し、郡内の事業所に就業している場合を1号猶予としており、1号猶予期間が5年となった時点で返還が免除されることになっています。

1号猶予期間中に産休・育休を取得した場合、その事業所に就業した状態が続きますので、1号猶予が継続するものとして取扱い、5年が経過した時点で返還免除となります。また、1号猶予期間中に、妊娠・出産を機に離職した場合は1号猶予の要件を満たさなくなりますが、育児期間として3年を上限に4号猶予として取り扱うことにしています。その後、3年以内に就業した場合には1号猶予期間が再開することになりますので、通算で

5年が経過した場合には返還が免除されることとなります。

以上のように、育児休業取得者や出産に伴う離職者につきましては猶予対象として取り扱っておりますので、引き続き現行の制度で対応してまいりたいと考えております。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 我が町の奨学金制度は、ほかの自治体にはない制度となっております。その部分が、今までいろんな会でも全然外に対して知られていない制度というふうな感じが私自身あります。子育てをするために、その部分での返還のカウントというふうな形、なかなかそういうふうな分を利用する人はいないと思いますが、ほかの自治体で住んでの方が小豆島町に興味を持っていただける点からすると、そういう部分で、ちょっとアドバルーン的に上げる必要性もあるのかなと。そうすると、小豆島町にもうちょっと住みたいというふうな方が増えてくるのではないかなというふうな点もありまして、こういうふうなことを言わせてもらっております。

人口の減少自体が進んでいくと、行政自体もその役目はなしになってくるのかなと私は思っておりますので、その辺、できるだけ人口を減らさないような部分で考えていく必要性はあると思いますが、いかがですか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 本町の奨学金制度については、大学なり専門学校卒業後に、我が町の貴重な産業の担い手としてご活躍いただき、こういった目的も一方であるわけでございまして、その目的に鑑みますと、現行の制度で足りているというふうに思っております。

安井議員さんおっしゃるように、アドバルーン的に宣伝することも結構ですけれども、そこまでの必要は現在感じておりませんので、現行の制度でご理解をいただきたいと思えます。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 奨学金制度自体、私が提案してきた経緯もありますので、最初は産業の担い手というふうな形で言わせてもらいましたが、最近、人口減が激しいというふうな形で、子供が増えているというふうなのは沖縄県だけですから、そういう部分で地域間の競争が必要ではないかなというようなことで提案させてもらいましたので、その辺、頭にひとつ置いてやってもらいたいなと思っております。よろしく願います。

次に、農業振興地域の見直しはというふうなことで、農地の活用について住民の方から

相談がありました。農地としては荒れ果てているが、農業振興地域に指定されているので、土地の利用に関して縛りがあるということでありました。

農業委員会は、農業振興地域また農地に対してどのように対応しているのか、伺いたいと思います。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員から農業振興地域の見直しについてご質問をいただきました。

本町では、今後の農業振興を図るため、小豆島町農業振興地域整備計画を策定しており、その中で、農用地等の利用や保全、農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する計画等を定めております。

農業委員会としましては、本計画と、その基本となる農業振興地域制度に基づき、農業振興地域における優良な農地を確保、保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施できるよう、町内農地利用の最適化の推進に取り組んでいるところでございます。

なお、詳細については、担当課長から説明させます。

○議長（中松和彦君） 農林水産課長。

○農林水産課長（中川 啓君） 農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、都道府県が農業振興を図るべき地域として指定したもので、香川県では宇多津町、直島町を除く各市町に当該地域の指定がされています。

市町村は、当該地域について農業振興地域整備計画を定めることとなっており、その中で、農業上の利用を図るべき土地の区域として農用地区域を定めています。農用地区域内においては、住宅の建築等、農業上の用途以外への農地の転用が原則禁止されており、転用に当たっては、農用地区域からの除外手続が必要となります。

農用地区域からの除外等に当たっては、市町村の定める農業振興地域整備計画の変更を行う必要があり、この変更には、市町村がおおむね5年ごとに実施する基礎調査の結果による計画の全体見直しと個別の変更申出による適宜の計画見直しがございます。

現在の小豆島町農業振興地域整備計画は、平成30年度から2か年かけて全体見直しを行い、令和2年に策定したものであり、当時の基礎調査から5年が経過しようとしていることから、来年から計画の全体見直しを行おうと考えているところであり、その際には、農用地の利用状況や今後の利用計画も十分に踏まえ、関係団体等の意見を聞きながら計画の変更を進める次第であります。

また、個別の見直しについては、年に3回、個別申出の受付を行っており、申出があった者に対しては、法律や制度に基づいて適正に審査しております。

いずれの計画の見直しの方法におきましても、農用地区域からの除外の場合は、除外により集団的農地を分断することにならないなど5つの除外要件を満たす必要があります。

町及び農業委員会としましては、優良農地を確保し、農業の振興を図るべく、関係団体と連携しながら各種農業施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 相談を受けたのは、何十年も前に農業振興地域に選定されて、それがそのままになってというふうなことで、島内で限られた土地ですから、その有効利用というふうな形で地主さんのほうも考えていると思うんで、その辺の調査が今までできていなかったというふうなことと捉えたらえんですか。2年やって、あと、また見直しというふうな形ですが、それ以前の農業振興地域の町の捉え方としては、できていなかったというふうに考えたらえんですか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（中松和彦君） 農林水産課長。

○農林水産課長（中川 啓君） 全体の計画の見直しの際には、おおむね5年ごとに基礎調査ということで、所有者等にアンケート調査を行ったり、農業委員とか推進委員のほうから意見を聞いておりますので、その際に、農地の所有者のほうから意見がなかったものかと思っております。以上です。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 地権者の方にきちんと説明ができていなかったから、そういう申請も出てこなかったのかなというふうに推察されます。ある地主の方が、荒れとる土地やから、これから管理する中で、太陽光でもやったら、ちょっとでも管理できるというふうなことでの事業展開やったと思うんですが、そこが農振地域にかかるとるからというふうなことで、開発者のほうから断られたというふうな経緯がありましたんで、その辺は土地所有者の方にもきちんと説明をいうたら、どっちにしろ、説明がきちんといつとらんから、そういう事例が出てきとんかなと思いますんで、その辺、農振地域なりの土地所有者に対してはきちんと説明が、文書でも、そういう部分でやっていただけるようお願いしたいと思います。それはできますか。

○議長（中松和彦君） 農林水産課長。

○農林水産課長（中川 啓君） また、そういう問合せがありましたら、農林水産課のほ



うに、所有者から言っていたら対応いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 年3回の申出というなことでしたが、その辺もきちんと伝わっていなくて、その地権者の方が対応できとらんかったのかなというふうに思いますんで、その辺はよろしく願いしたいと思います。

次に、内海地区の統合小学校の決定方法はというふうなことで、総合教育会議において、内海地区の小学校の統合に向けて前向きに取り組む方針が示されました。やらなければならない課題の一つであると考えます。

そこで、方向性に対して、議会も含めた協議の場をどのように進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員から内海地区統合小学校の決定方法についてのご質問をいただきました。

内海地区3小学校の統合につきましては、先ほどの羽田議員への答弁でも申し上げたとおり、施設の老朽化や児童数の減少により早急に対応しなければならないと考えております。現在、統合小学校の建設候補地の検討作業を進めているところでございますが、建設場所が固まり次第、議会や保護者、地域住民の皆様への説明の場を設け、ご意見をいただきながら最終的に合意を形成し、決定したいというふうに考えております。

目指す学校像については、まずは、策定後5年が経過する教育大綱の見直しを総合教育会議において先行して進めたいと考えております。教育大綱の見直し後に、統合小学校の学校像について、学校運営協議会や地域学校協働本部などを活用し、保護者や地域の皆様の声を参考にしながら具体像を決定してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、施設の老朽化や児童数の減少から統合は待ったなしの状況でございますので、保護者や地域住民、議員の皆様のご理解、ご協力を得られるよう努めながら円滑な統合を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 以前、塩田町長のときは、総合教育会議のほうにオブザーバー的に議会の人が入ってというふうな会が持たれたと思います。それで一つの方向性は出たのかなと思っております。ただ、塩田さんのときには県との協議がなかったというふうな部分もありますんで、前町長の場合は、4年間何ちゃなかったというふうな認識は私は思

っております。その辺を進めていく中で、同じ方向に、いうたら、ベクトルというか、ベクトルも強くなれば、住民も巻き込んだ形でやっていけるとお思いますんで、その辺を考えての会、いうたら、決定方法というか、その辺は考えてないんですか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員さんの再質問にお答えをいたします。

今現在も総合教育会議、この場には、議会の皆様方、傍聴においででいただいております。そこで出た意見等は十分お聞きいただいているというふうに思います。

いずれにしても、これからの話でございますので、丁寧に合意形成を進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 塩田さんのときにやっとなったような議会を巻き込んだ形での会は考えてないというふうなことかなと思います。総合教育会議に議員が傍聴で出席しても意見を言える立場ではないもんですから、ただ聞くだけの話ですんで、一緒の思いを持って進めていくふうなことからすると、議員も巻き込んだ形での方向がええんかなというふうな形で提案させてもらいましたけど、私自身、中学校が統合するときに、池田中学校のPTAの会長をやっておりました。今、統合するに当たり、部活動が外へ出ていってやっているとというふうなことで、安全面から、これは改善する方向が必要やというふうな指摘を、その統合時にはしております。そういう点も考えて、これからやっていっていただきたいと思いますが、その辺はどうですか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員さんの再質問にお答えします。

今現在、総合教育会議の傍聴に議員さん方おいでいただいておりますけれども、当然ながら、議会には教育民生常任委員会という常任委員会が置かれておるわけでございまして、そこには逐一ご報告して協議もさせていただきたいというふうに思っておりますし、安井議員さんが今言われたように、できるだけ敷地内で部活動は完成するよというご意見も一つのご意見として承って、総合教育会議の中で十分協議したいというふうに思います。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 同じ敷地内での学校の活動の完結というふうな形は、保護者からしたら、それは一番求めとることだと思いますんで、その辺をよように頭のほうに置いて進めていっていただきたいと思います。以上で終わります。

---

○議長（中松和彦君） 7番高橋淳議員。

○7番（高橋 淳君） 7番高橋です。私は2つの質問をさせていただきます。

まず初めに、草壁港からの登山客減少対策をです。

例年11月の秋の観光シーズンになりますと、ブルーラインから降りたお客様が紅雲亭行きのバス停に長蛇の列をつくって並ばれ、臨時のバスが出るような状況でした。今年の観光シーズンは人もまばらで、寒霞溪への観光客は大幅に減少しているように思います。

小豆島への観光客来島のピークは昭和48年の154万人、平成25年には112万5千人、コロナ禍の令和3年、去年ですけれども、66万8千人と非常に厳しい状況になっています。

宿泊客も、平成25年は44万7千人、令和3年には16万5千人と大幅に減少しております。小豆島の観光は大変厳しい状況だと思います。アリの一穴から大きな堤防も崩れると言いますが、秋の観光シーズンの草壁港から紅雲亭への観光客の減少が、小豆島への観光客の減少につながっていくのではないかと危惧します。

町長のお考えは、池田港から紅雲亭、寒霞溪行きのバスを運行するお考えのようですが、池田港からのバスの運行では、船の便がなくなった穴は埋められないのではないのでしょうか。小豆島の観光の発展のためには、草壁高松航路の再開が不可欠だと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による行動制限や旅行自粛等の影響により、寒霞溪に限らず、小豆島の観光客は大きく減少しており、観光関連事業者は非常に厳しい経営環境にあります。

このため、町としては、アフターコロナを見据え、寒霞溪の魅力を一層高め、観光小豆島の再生を目指す第一歩として、瀬戸芸作品「空の玉」を寒霞溪山頂に設置いたしました。「空の玉」は、北川フラム総合ディレクター、環境省、文化庁と何度も協議を重ねて実現した作品であり、小豆島で一番の人気となり、2万2千人を超える方に訪れていただきました。また、常設展示として、瀬戸芸閉幕後の秋の紅葉シーズンにも、絶景と合わせてアートを楽しんでいただいております。

このように、寒霞溪の観光客を呼び返すためには、新たな価値を加えながら魅力を高めていく必要があります。来年度以降では、事業者と連携し、紅雲亭駅のバリアフリー化も検討を進めているところでございます。また、四国運輸局長との面談の中で、寒霞溪へのアク

セス改善のご提案をいただき、ブラタモリの案内人である香川大学の長谷川教授からも、池田港からのバス運行の希望がございました。

私としても、寒霞溪へのアクセス改善が必要と考えており、現在、オーリーブバスと協議中でございます。早ければ来年3月末には路線の改正を行いたいと考えております。

なお、草壁高松航路の再開につきましては、これまでの答弁で申し上げたとおり、現状では困難と考えるところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） いろいろお考えをお聞かせいただいたんですけれども、要するに、一日も早い草壁航路の再開のご尽力をお願いしたいと思います。

それと、池田知事に来週会われるようですが、高松発着枠の問題、また草壁高松航路に関して、どうぞ協議をお願いしたいと思います。

次に、小学校統合の取り組みです。

町は、旧内海の3小学校統合に動いていますが、賛否両論があります。先日、小豆島町総合教育会議が開催され、建設用地の話がありました。安全性、将来の小中一貫教育を見据えて、旧小豆島高校跡地もしくは小豆島中学校を候補地に選定という結論でした。統合に向かって動いていることは確認できましたが、どのような方向、また考え方で統合するのかというビジョンがあまり示されていないんじゃないかと思います。

教育は、子供の将来を決定づけて、その子供たちが町と小豆島と、大きくいえば国の将来をつくっていきます。私は教育の専門家ではありませんので、細かい点は分かりませんが、どういう目的で統合されていくのか、あとまた、学校が大きくなりますから、登校拒否の子供さんとか学校になじめない子供さんが出てくると思います。そのためのフリースクール的なクラスもしくは学校をつくるのではないかと考えます。町長の小学校統合の方向、考え方、ビジョンをお聞かせください。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 高橋議員の内海地区3小学校の方向性についてのご質問についてお答えをいたします。

議員からは、統合について候補地の検討は進んでいるが、統合小学校のビジョンが示されていないのではないかとご指摘でございますが、統合小学校の方向性やビジョンについては大変重要でございます。時間をかけて検討する必要があると考えております。

まずは、先ほど安井議員にもお答えしましたように、小豆島町教育大綱の見直しを先行

して行いたいと思います。教育大綱は、小豆島町全体の教育についての指針、ビジョンであり、小豆島町のあるべき教育について、その教育方針や重点課題、取り組むべき教育内容について大きな方向性を示すものでございます。統合小学校の教育方針や目指す学校像、教育目標等については、この教育大綱を踏まえまして、町議会、保護者、地域の皆様の意見も参考に決定すべきと考えております。

それぞれの小学校には60年以上の伝統があり、地域の皆様に支えられて特色ある教育を実践してまいりました。しかしながら、全てを足し算して、目指す学校像や教育目標は策定できませんので、それぞれの学校のよさを生かす方法について、保護者、学校関係者等に意見を伺い、検討してまいりたいと考えております。

本町の現在の教育目標は、「ふるさとを愛し、人間性豊かで、たくましく未来に生きる人づくり」でありまして、表現は見直してもいいと考えておりますが、基本は変わることのない目標だと考えております。

児童数が減少する中、ふるさとを愛する、誇りに思える子供たちを育てるふるさと学習はますます重要だと考えております。また、将来を支える子供たちを育成するために、基礎教科に加え、ICT教育や英語教育を積極的に推進し、学力、いわゆる認知スキルの向上を目指すことはもちろんであります。協調性や自主性、忍耐力、想像力やコミュニケーション能力といった生き抜く力、いわゆる非認知スキルの向上や健康な体と心を育成する教育に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（中松和彦君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） お答え、どうもありがとうございます。

教育大綱の見直しの部分でいろいろと協議を進めていくというお考えだとお聞きしましたけれども、小学校の統合の問題、これについては、先生方教育関係者と保護者、自治会等関係者の話し合いが必要ではないかと思っております。関係者と教育大綱をつくる過程でということでしたけれども、小学校の統合の方向を考えたビジョン等を協議する必要があるのではないかと思っております。ぜひよく協議されて、いい方向で小学校統合ができるようお願いいたします。

以上で質問を終わります。

---

○議長（中松和彦君） 6番塩田洋介議員。

○6番（塩田洋介君） 6番塩田です。私は1点のみ質問をさせていただきます。

産業・雇用問題と小豆島の将来の展望はということで、小豆島の産業は、少子・高齢化とコロナ等による消費の減衰に翻弄され、今日、危機的状況に置かれています。この小豆島を支えてきたのは、言うまでもなく産業界であると思います。産業が栄えることができたのは、関西の大消費地をはじめとする周辺の各地や大都市圏であり、それらとのつながりを持たせたのは多くの港と回船業であったのではないかと考えられます。その産業が、今、冒頭に述べましたような状況下にあります。しっかりとした産業対策を講じないと小豆島の衰退につながりかねません。

観光についても同じだと思います。社会保障・人口問題研究所の未来カルテ2050年という参考資料を提出したんですが、先日の小豆島町の広報で、11月1日現在で小豆島町の人口は1万3,255名という数字が出ておりました。その未来カルテによりますと、2050年には6,631人という約50%の人口に減少するというふうの結果を出しております。

こういう高齢化が進んで、少子化が進んで、人口が減ってくるということは、労働人口も大きく減ってくるというふうと考えられます。人口減少のスピードをいかにして減衰させるかということが必要になってくるわけですが、それができなければ、島の産業は大いに衰退をしてみります。

そのためには、島に対しての流入人口、流動人口、そして移住者等を多く招き入れて増やさなければならぬと考えます。そのためにも、いろんな対策を講じなければいけないと思いますが、また、その中には、やはり島の交通網をよく維持し、さらによくする必要性があると思います。そういう点は島は一つということで、土庄町ともよく協議をし、島が一丸となって小豆島のよき将来像を考えて、それを手繰り寄せる最後のチャンスの時期と捉えます。

これ以上人口が減ったら、そういうこともなかなか難しくなるということで、そのためにも、航路を減らすことなく、また、次のステップへ踏み出す勇気を示していただきたいということで、それが町政の責任者としての責務と考えます。

来週には池田香川県知事と面談の予定ということですが、ぜひ積極的に航路を再開できるような模索をしていただきたいというふうに思います。もちろん、そのつもりで行かれるのだとは推察されますが、そここのころの町長のご意向はいかがでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 塩田議員のご質問にお答えいたします。

る質問の内容をお述べになられたと思いますけれども、結局は草壁航路再開ということが質問のご趣旨ではないかと思ます。

9月議会での高橋議員への答弁でも申し上げたように、小豆島の産業振興にとって航路が重要な役割を担うことは十分に承知をいたしておるところでございます。また、議員ご指摘のとおり、京阪神とのつながりにより島の地場産業は発展してまいりました。このため、来年度では、京阪神との人流、物流を一層推進する観点から、坂手港に複合的機能を持つ新たなターミナルを整備する予定でございます。

新たなターミナルは、ジャンボフェリーの待合・切符販売に加え、移住体験施設、地場産品のショップなど産業の活性化に向けた施設として整備する方針であり、議員ご提案のとおり、流動人口を増やし、数多くの観光客や移住者を招き入れたいと考えているところでございます。

また、先月、大阪の吉村府知事とお会いしまして、2025年大阪・関西万博と瀬戸内国際芸術祭2025が開催される2025年、ここに向けて大阪と小豆島の連携を深めていきたいと思います。ご提案させていただき、府知事のほうからは、11月10日にコシノジュンコさんのパーティーで、これから小豆島と連携していくといったスピーチをしていただいたと聞いております。

一方、これも9月議会でお答えしましたが、航路事業も採算性が求められる産業活動でありまして、事業者として収益が得られない航路事業への参入は不可能であると考えております。

私としては、航路の許認可権限もなく、一航路事業者の経営に責任を負えない立場でございますが、多額の赤字が見込まれ、参入の意向を示す航路事業者もいない航路について、その立場や政治力を使って航路の再開を企図するようなことは勇気とは思っておりません。しかしながら、香川県知事との面談においては、この航路の問題もしっかりと知事のお考えを伺ってまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（中松和彦君） 塩田議員。

○6番（塩田洋介君） 知事との面談の結果を聞かせていただきたいと思います。ただ、しかし、5月に、指定航路の部分については継続という国に対してご返答されたというふうに伺っております。指定航路は、住民の社会生活、経済生活に不可欠な航路ということで指定を受けてるものだと思いますが、それが1年9か月もの間休止してると、これは非常にゆゆしきことではないのかと思います。非常に住民も困ってるし、中小商工業者も困っているという現状であります。

小豆島を支えてきた産業を、また下支えするという部分でも、非常にそこに問題がある

かと思えます。そういった意味でも、ぜひ業者がないということではなくて、業者に翻意を促す、または、そのためのいろんな施策を講じ、また対策を講じて、それが復活するなり、また新しくなるなりというような形で、とにかく海を渡らなければ交流ができないという島でございますので、その部分をご配慮いただきまして、しっかりと前へ向いて歩めるような形を考えていただきたい。

民間に依存する部分が多いので、なかなか難しい部分ではあると思いますが、島の人たちのために大いに努力をしていただきたいというふうに思います。

私の質問は以上で終わります。

---

○議長（中松和彦君） 13番鍋谷真由美議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は4点について質問をさせていただきます。

まず第1点は、町民の生活を守る対策をとということです。

今、長引くコロナ禍の中、物価、原材料の高騰と国民生活の悪化が深刻になっています。ところが、岸田政権は、物価高騰と異常円安をもたらしているアベノミクス、異次元の金融緩和に固執し、対応不能に陥っています。構造的賃上げと言いながら中身はなく、物価高騰のさなかに、医療費2倍化など医療や介護の負担増を次々と押しつけるという血も涙もない政治を行っています。総合対策を打ち出しましたが、物価高騰は全ての分野で起きているのに、電気・ガス料金の抑制など部分的、一時的対策に終始しています。

現状を打開するためには、賃上げを軸に実体経済を立て直すこと、とりわけ、内需を活発にすることに本腰を入れることが必要だと思います。消費を冷え込ませずに物価を抑えるためには、消費税減税が一番だと思います。

多くの町民からも、物価が上がっているのに年金は下がっている、コロナ禍で収入が減っている、生活が大変と悲鳴が上がっています。光熱費や食料品などの生活必需品が大きく値上がりしていることは、特に低所得者層への重い負担です。値上がりしたからといって、食料などの生活必需品の消費を減らすことはできないからです。

町民の生活を守るために、国に対して、賃上げや消費税の減税、社会保障や教育の負担軽減を働きかけていただきたいと思います。それとともに、町としてできる政策を進めてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

町でできることとして、町で働く非正規労働者の時給を引き上げること、人頭税のような国保税の均等割・平等割をなくして国保税を引き下げること、就学援助制度の支給額、対象者を大幅に拡充することを求めますが、いかがでしょうか。



○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員から、物価高騰の影響が続く中、国民生活、事業活動への対策についてのご質問をいただきました。

今、このように厳しい情勢の中、政府は、物価高・円安への対応、構造的な賃上げ、成長のための投資と改革を重点分野と定め、様々な対策を講じているところであります。本町におきましても、電気料金や原油高騰に対する応援金、非課税世帯や子育て世帯への応援金など、住民が安心して生活、また事業活動が継続できるよう可能な限りの対策に取り組んでいるところであります。

今後も、できる限りの対策に取り組むとともに、国、県の支援が必要な場合は、その都度要望を行ってまいります。ただし、税制、社会保障制度の見直しにつきましては、国において十分な議論をお願いしたいと考えております。

ご質問にあります非正規労働者の時給の引上げにつきましては、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定めることとなっており、国政の場で議論すべきものであると認識いたしておりますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

国税の均等割・平等割につきましては、現行では、地方税法において均等割の廃止は不可能となっております。また、平等割の廃止については、現在、所得割・資産割・均等割・平等割の4方式で算定しております保険料率の算定方式を、所得割・均等割の2方式に変更すれば可能ではありますが、香川県国民健康保険運営方針では、標準的な算定方式を所得割・均等割・平等割の3方式とすることが定められておりますので、2方式への変更は困難であると考えております。

次に、本町の就学援助制度につきましては、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者を対象とし、学用品費や校外活動費、修学旅行費、新入学児童・生徒学用品費等を支給しております。

支給額は、生活保護費の教育扶助に準じておりますので、支給額の拡充の考えはございませんが、本年4月から適用しております給食の無償化によって、町内の小・中学校に通う児童・生徒を持つ世帯に対する負担軽減を図るとともに、8月から子供医療費の無料化の対象を18歳になる年度末まで拡大し、子育て世帯への支援を行ったところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今、町長の答弁の中で、子育て世帯応援給付金を実施したと言われましたけれども、これについては、マイナンバーカードの取得が条件になってお

り、町内の子供たち全員に行き渡るものではないわけで、これについては、本当にひどい中身になっているということをひとつ言っときます。

それと、就学援助制度の支給認定基準についてですけれども、県下の多くの市町では、生活保護基準の1.3倍を認定基準としております。本町では1.0倍のままです。これを引き上げて対象者を増やすというお考えはないでしょうか。

○議長（中松和彦君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 就学援助制度、準要保護につきましては、本町の場合は、住民税の非課税であるとか、国保税の減免であるとか、児童扶養手当の支給であるとか、全部で10項目ぐらいで、その該当の有無によって支給の判断をしております。

生活保護世帯の基準の1.0倍とか、そのあたりについては、それぞれの非課税該当、減免該当の基準が違いますので、一律1.0倍とは言えないと考えております。4年前に一度検討したんですけれども、現在のところ、その認定基準の変更は考えておりません。以上です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） いろんな項目があるということなんですけれども、他市町と比べて生活困難な家庭が多い町ですので、ぜひその辺の対象者を増やすということも、さらにもう一度検討をしていただけたらと思います。

それと、先ほど述べましたように、本当に私たちの生活が大変な中で岸田首相は、2023年度から5年間の軍事費を総額約43兆円にするように指示しました。実行されれば、2022年度は、補正も含め6兆円弱の軍事費を毎年5千億円から1兆円ほど増やして、2027年度には、軍事費と関連の公共インフラ整備費などを含め、年間11兆円を超える規模になる途方もない大軍拡計画となります。しかも、軍拡財源として幅広い税目による国民負担が必要として、国民への増税を視野に入れているということも重大です。

そして、社会保障費の大幅削減が加速することは火を見るよりも明らかだと思います。既に年金削減、高齢者医療費の窓口負担2倍化に続き、介護利用料の2割負担への上げが狙われています。暮らしと経済を破壊して日本を危機にさらす大軍拡への道を許すわけにはいかないと思います。町長は、この岸田内閣の大軍拡路線が町民の暮らしをさらに苦しめることになり、危険にさらされることになるという認識はお持ちでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員さんのご質問にお答えいたします。

今おっしゃられた増税なり軍拡なり、こういった問題は国政の場で、我々の代表である

国会議員の皆さんが十分に議論していただくことであり、この町議会で議論すべき話ではないと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 小豆島町の町民の暮らしがかかっている問題です。命と暮らしを守る政治を求める声を政府に上げていくことも町長のお仕事のひとつではないでしょうか。特に平和の町小豆島町宣言をしている町の町長として声を上げるお考えはありませんか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） それぞれ、場合によってはお話しさせていただきたいと思いますが、あえて文書等で町から上げることは考えておりません。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 繰り返しますけれども、町民の暮らしと命がかかった問題だということを強調しときたいと思います。

2点目の質問に行きます。

どんな小学校を望むのか、町民からの声を聞く場をつくるべきということでお尋ねします。

グローバル化や人工知能、AIなどの技術革新が急速に進み、予測困難なこれからの時代、子供たちには、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り開いていく力が求められます。学校での学びを通じ、子供たちが、そのような生きる力を育むことが必要だと思います。

先日、サン・オリーブで上映された映画「夢みる小学校」は、まさにそんな教育実践の一つでした。映画に登場する子供ファーストな3つの学校、私立のきのくに子どもの村学園、公立の伊那市立伊那小学校、世田谷区立桜丘中学校は、それぞれ校風も、授業内容も異なりますが、子供ファーストな学校という共通項があります。様々な行事を子供たちが企画・進行する、校則を減らすなど、公立校でもできるヒントが満載の映画です。

この映画を見た多くの人から、こんな小学校で学びたいとか、学校でこんなことができるのかなどのたくさんの感想が寄せられております。幾つか紹介したいと思います。

自分で考え、自分の言葉を持っている子供たちの姿がすばらしい、自由には責任が伴うからと自由を奪うのではなく、子供を信じ、そのままいいという学校、こんな学校を小豆島にも、38歳の女性の方です。私もそんな学校に行きたい。自分で選んでやれるっていうのがいいな、8歳の女の子です。こんな学校が小豆島にあれば最高です。海、山、大自

然がある環境なので実現できそうです。全ては経験なので、いろんな体験をさせてあげたいです、32歳の女性の方。本来の教育概念を覆される映画でした。自分の好きな、興味のあることから始めて、自然と算数や歴史に結びついていくことはすばらしいと思いました。今の学校では、していいことよりも、してはいけないことのほうがたくさんです。この映画を教育に携わっている人たちにぜひ見せていただいて、これからの子供の可能性を広げてほしいと思いました、33歳の女性の方。子供が主体的になり、自由に学ぶことができる学校が小豆島にもできればいいなと思います——18歳の男性です。このように、たくさんの方の感想が寄せられております。

お尋ねします。

町長、教育長も、この映画を鑑賞されましたが、どのような感想を持たれたのか、お尋ねします。

今、町総合教育会議では、内海地区3小学校の統合の方向の方針を決めて、場所の選定の話をしていますが、その前提になる、どのような学校にするのかという議論と町民の声を聞くということができていないのではないのでしょうか。

今後、小豆島の自然や伝統を生かし、全国の進んだ優れた実践も取り入れた新しい教育をつくるためにも、町民や子供たちから声を聞く場をつくってもらいたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。例えば、意見公募、パブリックコメントやアンケートは当然必要だと思いますし、みんなで学校を考える会のような会をつくって参加者を公募し、意見を出してもらおうとか、多くの方が気軽に声を出せるような形で町民の声を聞き、反映すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員から、先日上映された映画「夢みる小学校」の内容についての感想と、内海地区3小学校の統合に関して、町民や子供たちから意見を聞く場をつくるべきではないかという2点のご質問をいただきました。

まず、1点目の映画の感想でございますが、学校法人きのくに子どもの村学園を中心に、伊那市立伊那小学校、世田谷区立桜丘中学校の取り組みが取り上げられておりました。映画の中では、成績通知表や定期テスト、校則など、今現在の教育現場で当たり前にあるものがないといった部分が大きく取り上げられておりました。

映画を鑑賞した方々の中には、理想的な学校だと感じた人もいますし、私も少なからず共感する部分がありました。しかし、本質は、子供たちの個性や自由を尊重することの大切さや、自立を促し、未来を生き抜いていく力を育むためにどうすればいいか、

みんなで考えていくことこそが大切だということだと思っております。

町立学校は、教員が県職員であり、人事異動を伴う公立の学校ですので、ご指摘のような学校を実現するには、県教育委員会の理解と協力が欠かせません。こうしたことから、県教育委員会にも「夢みる小学校」を一度ご覧いただきご意見をお聞きしたいと思い、上映会の主催者の一人に「夢みる小学校」のDVDが入手できないか、ご検討いただいているところでございます。

次に、内海地区3小学校の統合について、どのような学校にするのか、広く住民の方々から意見を聞くべきではないかというご質問についてお答えをさせていただきます。

先ほど安井議員、高橋議員にご答弁しましたように、小豆島町教育大綱の見直しを先行して行いたいと考えております。教育大綱の見直しについては、前回の策定時にもパブリックコメントを実施いたしましたので、今回も検討したいと思っております。

統合小学校の目指すべき学校像や教育目標については、最初はPTAや学校運営協議会、地域学校協働本部を活用して協議してまいりたいと思っております。また、町議会、校・園・所長会の意見も聞きながら、総合教育会議の場で議論も必要だと考えております。

本格的に議論が進んでいきますと、目指す学校像だけではなく、新しい学校名、校歌や制服など、特に子供たちや保護者の意見を聞く必要もあると思いますので、しかるべき時期に、仮称でございますけれども、内海地区統合小学校検討委員会の設置を検討したいと考えております。

幅広く意見を聞くことは重要ではありますが、最終的には、学校現場の意見も踏まえて総合教育会議で決定したいと思いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今言われたような教育大綱の見直しとか、PTAなどいろいろな会での意見を聞くっていうのも、それは必要なことだと思います。具体的な校歌とか、そういう話もしてましたけど、私が言ってるのは、子供たちとか保護者の皆さんがどういう学校にしたいのか、どういう学校を欲しているのかというところの声を聞いてもらいたいということなんです。

今ある小学校の教育から、さらに広げて、最初に言われたように、生きる力を切り開く、育む、そういう教育、もっと子供たちの夢とか、そういうものが育まれるような教育、そのための声を聞く場っていうのを、決まり切った会とかでない形で聞く場が持てないかと思うんですけれども、そういうことは考えられませんか。

○議長（中松和彦君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 鍋谷議員の再質問につきましては、考え方としては、そういう考え方もあろうかと思えます。ただ、そういう場に希望者を集めて、一部の特定の強い意見が出たとして、それを参加していない多くの保護者の意向と捉えるのは少し違うのかなと感じてます。やはり、市町立、公立の小学校においては、現在の教育課程に準じてきちっとした教育をした上で、そのプラスアルファとして、ふるさと学習であるとか、自由な発想力を生む教育であるとか、コミュニケーション能力を身につけるワークショップを実施するとか、そういう形で、あくまでもプラスアルファで考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 教育長さんの、この映画の感想も、ぜひ一言述べていただけたらと思います。

○議長（中松和彦君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 私もあの映画を見させていただいて、あくまでも選択肢としてはすばらしい学校だと思います。やはり、ああいう教育が適している、望んでいる保護者とか子供たちもたくさんいることは事実だと思います。ですから、先ほど町長が県教委の話をしましたけど、例えば県立で県内に一つ、そういう学校があるとか、逆に学校法人で、民間でそういう学校ができる。小豆島の子供たちも、場合によっては、その学校を進学先として選べる、そういうふうな形になればすばらしいことだと思いますけど、私の立場としては、今の小豆島町の子供たちの未来を育む今の小学校、中学校をきちっとした形で教育してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今、教育長が言われたように、選択肢が島にはないんですよ。そこがすごいネックかなと思うんですね。学校が一つになるということは、もうそこしかないっていうことで、だから、いろんな学校、いろんな選択肢があるっていうことが大事かなあと思えます。

先日、テレビで伊那市の教育のことがBSで放送がありました。この伊那小学校も出てきましたけれども、最初、伊那小学校に通わせてた帰国子女の子供さんが、伊那小学校、あんな自由な学校でも、やっぱりなじめないということで、分校というかな、もっと規模の小さい伊那市立の小学校へ転校されたっていう話もありました。だから、一つしか選択肢がないってところが、本当に子供たちにとって、さっきもありましたね、不登校の

人とか、そういう人たちの受皿になるようなことも何とかできないかなあと。一つの学校だと、それは難しいかなとは思いますが、その辺も考えていただきたいし、一部の人を集めての意見ではっていうお話がありましたけど、意見公募、パブリックコメント、子供も大人も、みんなが出し合える場っていうのはできるんじゃないかなあと思うんですが、ぜひそれはお願いしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（中松和彦君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 先ほども町長答弁にありましたように、教育大綱の見直しについては、前回も実施しておりますので、見直しの内容によりますけど、パブリックコメントは実施したいと思います。

ただ、先ほど、しかるべき時期に統合小学校の検討委員会を設置したいと町長のほうから答弁がありましたけど、そちらのほうで検討していく目指す学校像とか教育目標、それについてのパブリックコメントというのは、ちょっと新しい学校の学校像、教育目標をするについて、そこまでパブリックコメントを求めることは現実的ではないと、あくまでもPTA、保護者、学校運営協議会、学校協働本部、あと、また町議会のほうも踏まえて、そちらの意見を聞いて、きちっとした方向性を示していきたいというふうに考えております。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 先日の映画の後、映画を見た人と、あといろいろな人との話し会があったんですね。映画にも出てきた伊那小学校に子供を通わせているお母さんもZoomで参加されました。この方は、小豆島町に移住してきて住んでたんですが、伊那小学校に子供を通わせたいということで、小豆島町から伊那市に移住して子供を伊那小学校に通わせておられる方でした。そういう方のお話も聞きました。

私は、思うのは、小豆島町で教育を受けさせたいと全国から来てくれるような、そんな学校を町民と一緒にぜひつくってもらえたらいいなと思いますし、それは可能なのではないかと思います、そういう学校を目指すっていうのはいかがでしょうか。

○議長（中松和彦君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 大変すばらしい夢だと思います。なかなか現実的には難しいというのが実感でございます。あくまでも、できれば県内にそういう学校ができて、そういう選択肢があれば理想だと思いますが、現実的に小豆島の中でということは、なかなか難しいと思います。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 子供たち、保護者、いろんな方の声を十分に聞いて、夢に近づけるような学校づくりをぜひ進めていただきたいと思います。

次、3点目の質問に行きます。

ゼロカーボンアイランド実現に向けての取り組みはということです。

近年、酷暑や集中豪雨など気候変動の影響は身近な生活に及んでおり、世界全体が危機的状況になっています。2021年8月9日に公表されたIPCC、国連気候変動政府間パネル第6次報告書には、地球温暖化の原因が人間活動の影響であることが疑う余地がないと書かれ、また、気候危機は予想以上の速さで進行中であることが科学的に示されています。破局的な気候危機を避けるためには、産業革命以降の平均気温上昇を1.5度に抑えなくてはならないとIPCCは警告しています。

省エネ、再エネを強力に推進することは、気候危機打開への責任を果たすとともに、国民負担を抑制し、エネルギーの安定供給を図る保障となります。それは、雇用を増やし、地域経済を振興する上でも待ったなしの課題です。

ゼロカーボンシティ宣言を行った自治体は11月末で804自治体に上っており、様々な取り組みを行っております。町長は、脱炭素及び持続可能な島への取り組みとして、土庄町と連携しながら、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするというゼロカーボンアイランド宣言を検討すると表明されましたが、その実現のためにどのような取り組みをしようとしているのでしょうか、具体的な政策をお尋ねします。

例えば、農地の上に背の高い架台と太陽光パネルを設置して行う太陽光発電のソーラーシェアリングや、小規模バイオマスの発電の普及などの脱炭素と結びついた農業・林業の取り組みや、住宅・建物の断熱化や、徳島県上勝町や愛媛県内子町など多くの自治体で行っているまきストーブの普及などに補助金を出すことなど、省エネの取り組みを後押しする政策を検討し、行ってはどうでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員のゼロカーボンアイランド実現の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、令和4年6月定例会において、土庄町と連携しながら、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするというゼロカーボンアイランド宣言を検討したいと表明いたしました。地球温暖化、異常気象、脱炭素、ゼロカーボンなど、これらの言葉を聞かない日はございません。地球温暖化の主な要因は人間活動にある可能性が非常に高く、温室効果ガスと呼ばれる二酸化炭素などの排出量は、産業革命以前より40%も増加し



たと言われております。

日本政府においては、令和3年4月に、2050年までに二酸化炭素など温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを表明いたしました。これは、温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しております。脱炭素社会を2050年までに実現するためには、革新的な技術の開発と、その早期の社会への実装が重要であります。それとともに、現時点で活用可能な技術を最大限に活用して、すぐに取り組みを始めることも必要不可欠であると考えております。

ゼロカーボン宣言とは、環境省が推進する施策の一つであり、地方自治体において、2050年までに二酸化炭素実質排出ゼロを目指すことを意味するものであります。令和4年11月30日現在で、43都道府県をはじめ、804の地方自治体がゼロカーボン宣言を行っており、2050年までにゼロカーボンを達成するよう地域の特性に合わせた各種施策に取り組んでおります。小豆島町におきましても、令和3年3月に、土庄町と共同で土庄町・小豆島町地球温暖化対策実行計画を策定してございまして、小豆島区域全体としてゼロカーボンを目指すゼロカーボンアイランド宣言を検討したいと考えております。

なお、取り組むべき各種施策の詳細につきましては、住民生活課長より説明を申し上げます。

○議長（中松和彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 現在、小豆島町におきましては、土庄町と共同で策定した土庄町・小豆島町地球温暖化対策実行計画に基づき、各種施策に取り組んでいます。

再生可能エネルギーの利用を進めるため、町有施設への太陽光発電設備の導入や住宅用太陽光発電設備導入に対する補助金支給を行い、二酸化炭素排出量を削減するため、公用車へ電気自動車の導入、町内8か所に電気自動車急速充電器を無料で開放するなど継続して取り組んでおります。また、省エネルギーを推進し、資源を大切にす循環型社会を構築することも重要であり、リサイクルやリユースを徹底することで家庭や事業所から排出される廃棄物を減量化するよう啓発活動にも取り組んでおります。

また、香川県におきましては、脱炭素社会の実現に向け、県民、事業者、行政が一丸となって取り組みを進めるため香川県地域脱炭素推進協議会を設置しており、小豆島町におきましても、協議会が策定を進めております香川県地域脱炭素ロードマップに沿って各種の施策に取り組む予定でございます。

このロードマップの中には、議員よりご指摘のございました荒廃農地への太陽光発電設

備の導入促進やバイオマス発電によるエネルギー源の多様化、住宅断熱化やエネルギー管理システム導入等の補助なども検討されており、それぞれの市町において地域の特性に合わせた施策に取り組む予定となっております。

具体的な施策につきましては、現行の取り組みについての検証を踏まえた上で、香川県地域脱炭素ロードマップに沿ったものとし、小豆島区域から排出される二酸化炭素量が実質ゼロとなるゼロカーボンアイランドを実現したいと考えております。以上です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 土庄町と連携してのゼロカーボンアイランド宣言ですが、大体いつ頃に、その宣言を表明しようと考えておられるのでしょうか。これって、宣言するだけじゃなくって、実際にゼロカーボンを実現するための具体的な施策がないと駄目かと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（中松和彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） いつ頃と言われましても、土庄町と相談させていただいて、はっきり日にちを決めさせていただいて、また議会のほうにも説明させていただきたいと思います。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 県のロードマップに沿ったものということなんですけれども、町独自でもいろいろ検討して、ぜひ早急に進めていただけたらと思います。

それで、その中でですけども、この二酸化炭素の排出を抑制するためには、私たち一人一人が当事者としてこの問題を捉えて、何をすべきか、何ができるかを考えていくことが重要だと思います。このゼロカーボンアイランドの実現に向けて、私たち住民生活に関係する観点から見識を深めつつ、課題や対策について話し合う場である気候市民会議というものがあるんですけども、これはヨーロッパから広がって、一般的には無作為抽出によって選ばれた市民が気候変動対策を話し合う会議のことで、日本でも、札幌市で2020年に全国に先駆けて開かれ、その後、各地で開かれています。

無作為抽出による気候市民会議は、気候変動への関心がない人への教育効果と住民の意見の縮図を描き出して行政に生かせるというメリットがあると言われております。世界の持続可能な観光地トップ百選に選ばれた小豆島町として、こういった先進的な取り組みを進めてもらいたいと思いますが、これについてはいかがですか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 貴重なご意見として承りたいと思います。また検討もさせていた

だきます。以上です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） ぜひ先進的な取り組みとして、いろんな取り組みを検討して進めてください。よろしくお願いします。

最後の質問です。

ペットの火葬場を設置してはどうかということで、先ほどもありましたが、小豆島町で20年間ペットの火葬を行ってきた業者が8月に廃業されたために、家族同様のペットを火葬して吊りたいと願っている住民から、困っているという声を多く聞きます。高松に運んで火葬している人もおられます。

最近、特に家族としてペットを飼っている人も多く、大切にかわいがってきたペットとの別れを、家族の一員としてきちんと火葬して送り出してあげたいとか、遺骨を手元に置いて供養したいと考える方も多いと思います。三木町や高松市、さぬき市など公営でペットの火葬を行っている自治体も多くあります。本町でも、あるいは土庄町と一緒に広域でペットの火葬場を設置してペットの火葬を行うようにすることはできないでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員のペットの火葬場についてのご質問にお答えをいたします。

午前中の羽田議員のご質問にもお答えしたとおり、既に町内の民間事業者がペット霊園の開業に向けて具体的かつ前向きに検討中のございまして、私からも、ぜひ開業してほしいをお願いをしておるところでございます。民間事業者の早期開業に期待しているところのございまして、行政としてペット霊園をやっていくつもりはございませんので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 町内で民間事業者ができれば、それにこしたことはないんですけども、先ほど午前中にもありましたが、かなり準備期間がかかるっていうふうに言われておりましたけれども、これはいつ頃とか、そこまで具体的な話ではないのでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 具体的な話、開業時期という話は、まだお聞きしておりませんが、要は人材が確保出来次第というふうにお伺いしておりますので、場合によっては早期にできるでしょうし、場合によっては多少時間がかかるということだろうと思いま

す。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） それは期待したいと思います。

それで、先ほど午前中に羽田議員も言われておりましたが、町でできる対応、一般廃棄物として、飼い主の気持ちに寄り添った対応が町でもしてもらえたらいいなと私も思いますので、その点もよろしく願いいたします。以上で終わります。

○議長（中松和彦君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は2時35分といたします。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時35分

○議長（中松和彦君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 議案第67号 小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第68号 小豆島町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第69号 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中松和彦君） 日程第4、議案第67号小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第6、議案第69号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでは相関する条例でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第67号小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、人事院及び香川県人事委員会の報告と勧告の趣旨に基づき、国家公務員及び他の地方公共団体との均衡等を考慮し、本条例に所要の改正を行うものでございます。

また、議案第68号小豆島町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例及び議案第69号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についても、人事院勧告に基づき、他の地方公共団体との均衡等を考慮し、各条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中松和彦君） 日程第4、議案第67号小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の2ページをお願いいたします。

議案第67号小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、人事院の令和4年8月8日付職員の給与に関する報告、勧告及び香川県人事委員会の令和4年10月13日付職員の給与等に関する報告と勧告の趣旨に基づき、国家公務員や他の地方公共団体の職員との均衡等を考慮し、小豆島町職員及び会計年度任用職員の給与について所要の改正を行うものでございます。

支給対照表によりご説明いたします。

第1条は、小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

2ページの第1の表、第4条の改正は、同条に定める給料表について、人事院勧告にあるとおり、民間給与との0.23%の格差を埋めるため、20代半ばに重点を置き、若年層の給料表を引き上げる改正でございます。

3ページ、別表第1に定める行政職給料表については、4千円から200円の幅で増額し、別表第2アに定める医師の給料に関する医療職給料表(1)については3,800円から400円の幅で増額し、イに定める看護師・保健師の給料に係る医療職給料表(2)については4,600円から200円の増で増額改定するものでございます。

2ページから3ページ、第21条第2項第1号の改正は、人事院勧告によれば、民間ボーナスの支給割合は4.41月分となっており、民間の支給割合との均衡を図るため0.1月分引き上げ、4.40月分とする改定でございます。

3ページ、第2号の改正は、再任用職員に対する支給月数を0.05月分引き上げる改定でございます。引上げについては勤勉手当に配分することとしております。

13ページ、第2の表、第21条の改正は、第1の表で説明いたしました勤勉手当における引上げ改定につきましては、令和4年12月支給分の勤勉手当で支給いたしますが、令和5

年度からは、6月支給分と12月支給分における勤勉手当の支給割合を1月とするための改定でございます。

14ページ、第2条は、小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

第4条の改正は、同条に定める給料表について、職員に準じて給料表を引き上げる改定でございます。

別表第1に定める給料表については、4千円から200円の幅で増額改定するものでございます。

19ページ、次に、附則についてご説明いたします。

改正条例附則第1項及び第2項において、施行期日などを定めております。

改正条例は公布の日から施行することとしており、第1条第2の表及び第2条会計年度任用職員の給料表の改定につきましては令和5年4月1日から適用し、第1条第1の表、職員の給料表及び勤勉手当の改定につきましては令和4年4月1日から適用することとしております。

附則第3項は、給料表の改定が令和4年4月1日に遡って適用されることから、本年4月から支給した給与は、改正後の旧条例の規定に基づき支払われる給与の内払いであることを規定しております。

附則第4項は、第3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第67号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例については原案のとおり可決されました。

次、日程第5、議案第68号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の20ページをお願いいたします。

議案第68号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、一般の職員の勤勉手当については、人事院勧告により0.1月分の増額が勧告されており、また、国の特別職にあっても、同様に人事院勧告により期末手当において0.05月分増額改定されることから、特別職の職員の期末手当の支給率について、他の地方公共団体との均衡を考慮し、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表によりご説明いたします。

20ページ、第1の表、第4条の改正は、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、1.50月分とする改定でございます。

第2の表、第4条の改正は、第1の表で説明いたしました期末手当における引上げ改定につきましては令和4年12月支給分の期末手当で支給いたしますが、令和5年度からは、6月支給分と12月支給分における期末手当の支給割合を等しくするための改定でございます。

次に、附則についてご説明いたします。

改正条例附則第1項及び第2項において、施行期日等を定めております。

改正条例は公布の日から施行することとしており、第2の表の改定につきましては令和5年4月1日から適用し、第1の表の改定につきましては令和4年12月1日から適用することとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷真由美議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第68号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について反対をいたします。

今、町民の暮らしは、物価、燃油などの高騰、年金の減額や医療費の負担増など社会保障制度の後退、労働者においては実質賃金が減少するなど一層厳しさを増しています。政治がまともな対策を講じない下、特別職の報酬を引き上げることに町民の理解は得られないものと考えます。よって、この議案に反対いたします。

○議長（中松和彦君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番大下 淳議員。

○1番（大下 淳君） 私は、議案第68号に賛成の立場で討論を行います。

本条例につきましては、人事院勧告によって国の特別職の期末手当が0.05か月分増額されることから、町の特別職の期末手当の支給率についても、他の公共団体との均衡を考慮し、所要の改正を行うものであり、賛成いたします。

○議長（中松和彦君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第68号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中松和彦君） 起立多数です。よって、議案第68号小豆島町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次、日程第6、議案第69号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の22ページをお願いいたします。

議案第69号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、一般の職員の勤勉手当については、人事院勧告により0.1月分の増額が勧告されており、また、国の特別職にあっても、同様に人事院勧告により期末手当において0.05月分増額改定されることから、議会議員の期末手当の支給率について、他の地方公共団体との均衡等を考慮し、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表によりご説明いたします。

22ページ、第1の表、第5条の改正は、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、1.50月分とする改定でございます。

23ページ、第2の表、第5条の改正は、第1の表で説明いたしました期末手当における引上げ改定につきましては令和4年12月支給分の期末手当で支給いたしますが、令和5年度からは、6月支給分と12月支給分における期末手当の支給割合を等しくするための改定でございます。

23ページ、次に、附則についてご説明いたします。

改正条例附則第1項及び第2項において、施行期日等を定めております。

改正条例は公布の日から施行することとしており、第2の表の改定につきましては令和5年4月1日から適用し、第1の表の改定につきましては令和4年12月1日から適用することとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷真由美議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第69号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については反対をいたします。

理由は、先ほどの議案第68号と同じで、町民の理解が得られないと考えるからです。以上です。

○議長（中松和彦君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番大下 淳議員。

○1番（大下 淳君） 私は、議案第69号に賛成の立場で討論を行います。

本条例につきましても、人事院勧告によって国会議員の期末手当が0.05か月分増額改定されることから、町議会議員の期末手当の支給率についても、他の地方公共団体との均衡等を考慮し、所要の改正を行うものでありますので賛成します。

○議長（中松和彦君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第69号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中松和彦君） 起立多数です。よって、議案第69号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第70号 小豆島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中松和彦君） 次、日程第7、議案第70号小豆島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第70号小豆島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法が改正になったことに伴い、職員の定年を65歳まで段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制を導入する必要があるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の24ページをお開きください。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を上げますとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制等について定めようとするものでございます。

まず、本則を章立てにして、定年制度、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制の3つの制度について定めるため目次を置いております。

第1条につきましては、地方公務員法の一部改正に伴う規定整備を行うものでございます。

続いて25ページ、第3条につきましては、職員の定年を65歳と定めるものでございます。

第4条につきましては、定年退職の特例に関する規定で、管理監督職の職員の勤務延長について追加をされております。

26ページ下段になります、第6条につきましては、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職を管理職手当の支給対象となる職とするものでございます。

続きまして27ページ、第7条につきましては、管理監督職勤務上限年齢を60歳とするものでございます。

第8条につきましては、管理監督職勤務上限年齢制による降任等を行うに当たって遵守すべき基準を定めるものでございます。

28ページ、第9条につきましては、職務の特殊性や欠員補充の困難性に対応するため、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例措置を定めるものでございます。

第1項につきましては、管理監督職勤務上限年齢に達した職について、職務の特殊性や欠員補充の困難性があると認めるときは、引き続き当該管理監督職として勤務することができることを、29ページ、第2項につきましては、引き続き当該管理監督職として勤務することができる期間の上限を3年とすることを、第3項につきましては、特定管理監督職群に属する職員について、引き続き管理監督職として勤務させることができること、または当該職員が属する特定管理監督職群のほかの管理監督職に降任等をさせることができることを、第4項につきましては、任用の制限の特例に関しての期間の延長をすることができることをそれぞれ定めるものでございます。

30ページ、第10条につきましては、管理監督職勤務上限年齢の特例措置により引き続き管理監督職として勤務させる場合は、あらかじめ職員の同意を得なければならないことを定めるものでございます。

第11条におきましては、管理監督職勤務上限年齢の特例措置を行う事由が消滅した場合の措置を定めるものでございます。

第12条におきましては、60歳に達した日以後に退職をした者について、従前の勤務実績等により定年前再任用短時間勤務職員として、当該職員の定年退職日相当日までを任用することができることを定めるものでございます。

31ページ、第13条につきましては、一部事務組合を構成する地方公共団体と組合間の定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定を定めるものでございます。

14条につきましては委任規定でございます。

31ページ下段につきましては、次に、附則の改正でございますが、附則第2項につきましては、定年に関する経過措置として、2年に1歳ずつ定年が段階的に引き上げられることを定めるものでございます。

続きまして32ページ、附則第3項につきましては、医療業務に従事する医師につきましては、既に定年が65歳でありますことから、定年に関する経過措置を適用しないことを定めるものでございます。

附則第4項につきましては、職員が60歳に達する年度の前年度に60歳以後の任用及び給与に関する措置の内容等に関する情報を提供するとともに、勤務の意思の確認をするよう努めることを定めるものでございます。

33ページ、この条例の附則でございますが、附則第1条につきましては、この条例は令和5年4月1日から施行することを定めるものでございます。ただし、定年引上げの実施のための準備等に関する規定につきましては公布の日から施行するものでございます。

附則第2条につきましては、定年による退職の特例に係る勤務延長に関する経過措置を定めるものでございます。

34ページ、附則第3条につきましては、定年の段階的な引上げ期間における経過措置として、現行の再任用制度と同様の暫定再任用制度を定めるものでございます。

35ページ、附則第4条につきましては、一部事務組合を構成する地方公共団体と組合間の暫定再任用の規定を定めるものでございます。

36ページ、附則第5条につきましては、短時間勤務の職の暫定再任用制度を定めるものでございます。

附則第6条につきましては、一部事務組合を構成する地方公共団体と組合間の暫定再任用の規定を定めるものでございます。

37ページ、附則第7条から附則第9条までにつきましては、暫定再任用職員に関し、旧条例定年の定まっていない職及び年齢の取扱いについて定めるものでございます。

38ページ、附則第10条につきましては、定年前再任用短時間勤務職員が定年前の職員であったときに適用される定年年齢に達した後は、定年前再任用短時間勤務職員として任用することができないことを定めるものでございます。

39ページ、附則第11条につきましては、定年引上げの実施のための準備等の期間における情報提供等の対象となる職員の年齢を60歳と定めるものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） すいません、すごい条例がたくさんあって分かりにくいんですが、単純に定年を延ばすということではないと思われるんですが、普通だと、定年延長する日から同じ職務でそのままいって、退職金もその時点でもらえるっていうふうにするんですけども、そういうことではないっていうふうな理解でいいんでしょうか。もう少し全体を簡単に教えてもらえたらと思います。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 定年の引上げというのは、結局、最終的には65歳が定年になるわけなんですけども、例えば今年度だったら60歳で定年になるんですけども、来年度だと61歳、次の年は62歳というふうに段階的に定年が1歳ずつ延びていくわけなんですよ。

退職に伴う退職金につきましては、その定年が延びることによって、その定年が最終の、例えば61歳だったら、61歳で退職金が出ると。それから暫定採用任用職員として、希望があればそのまま採用されて、給料はもちろん下がりますが、それで定年までいくという話です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 2年ごとに1歳ずつ延びると。その延びた期間は、給料は変わらないんですか。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 現段階の60歳につきましては、60歳までの給料を払えますけども、60歳以降の定年までの期間につきましては、給料は下がります。

○議長（中松和彦君） 藤本議員。

○11番（藤本傳夫君） その場合、退職金の算定とする給料の基準というんはどこにあるんですか。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） その基準というのは、実際には今度出てくるんですけども、そのことにつきましては3月議会で提案させていただきたいと思います。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第70号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号小豆島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第71号 香川縣市町総合事務組合格約の一部変更について

○議長（中松和彦君） 次、日程第8、議案第71号香川縣市町総合事務組合格約の一部変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第71号香川縣市町総合事務組合格約の一部変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、香川県中部広域競艇事業組合が令和5年4月1日から名称変更を行うことに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、香川縣市町総合事務組合格約の変更に係る関係地方公共団体の協議が必要となったことから、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の40ページをお願いいたします。

議案第71号香川縣市町総合事務組合格約の一部変更についてご説明申し上げます。

香川県中部広域競艇事業組合が令和5年4月1日から名称が香川県中部ボートレース事業組合に変更になることに伴いまして、香川縣市町総合事務組合格約の一部を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により、本町をはじめ関係市町との協議が必要なことから、同法第290条の規定に基づき小豆島町議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表によりご説明させていただきます。

変更箇所は、40ページの別表第1中ほど、41ページの別表第2の中ほど、42ページの中ほど及び44ページの別表第3中ほどの下線部分、香川県中部広域競艇事業組合を香川県中部ボートレース事業組合に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この規約は香川県知事の許可のあった日から施行し、改正後の香川縣市町総合事務組合格約の規定は令和5年4月1日から施行するものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第71号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号香川県市町総合事務組合規約の一部変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第72号 小豆島町辺地総合整備計画の変更について

○議長（中松和彦君） 次、日程第9、議案第72号小豆島町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第72号小豆島町辺地総合整備計画の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、財政上の特別措置等を受けるため辺地総合整備計画の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第72号小豆島町辺地総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。

上程議案集の46ページをお開き願います。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本定例会では、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるために、二生、田浦の2つの辺地において計画変更をするものでございます。

それでは辺地計画ごとにご説明申し上げます。

49ページをお開き願います。

二生辺地の計画変更でございます。

ページ下の表3、公共的施設の整備計画の2行目でございますが、消防屯所新築整備事

業につきましては、室生分団消防屯所の建て替えを実施するための、さきの6月議会におきまして実施設計委託料を計上し、整備計画のご議決を賜ったところではありますが、解体撤去工事に係る実施設計の追加と労務単価の上昇によりまして追加の変更が生じる見込みであることから事業費を313万4千円に変更し、辺地対策事業債の予定額を100万円増の310万円にするものでございます。

次に、51ページをお開き願います。

田浦辺地の計画変更でございます。

ページ下の表に記載しております二十四の瞳映画村前公衆トイレ整備事業につきましては、資材価格の高騰に加え、合併処理浄化槽の新設に当たり、工事場所が海の真横になることからポンプ槽の追加、矢板工事量の増加等が発生したことから、さきの10月臨時議会におきまして増額補正をご議決賜ったところでございますが、総務省への追加要望の結果、辺地対策事業債の活用ができる予定になりましたので事業費を4,655万7千円に変更し、辺地対策事業債の予定額を500万円増の4,650万円にするものでございます。以上、簡単ではございますが、辺地総合整備計画の変更につきましてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第72号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号小豆島町辺地総合整備計画の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第73号 令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）

日程第11 議案第74号 令和4年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第75号 令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第

3号)

○議長（中松和彦君） 次、日程第10、議案第73号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）から日程第12、議案第75号令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）までは相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第73号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いいたします額は2億35万2千円でございます。

補正の内容といたしましては、議会費34万7千円、総務費7,199万7千円、民生費1,094万6千円、衛生費858万3千円、労働費70万円、農林水産業費マイナス963万2千円、商工費1,263万7千円、土木費1,461万6千円、消防費197万1千円、教育費8,818万7千円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

また、議案第74号国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第75号介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましても、それぞれ担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 日程第10、議案第73号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第73号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の52ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億35万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億7,386万3千円とするものであります。

第2条は、地方債の補正であります。

56ページの第2表、地方債補正をご覧ください。

まず、追加でございますが、河川施設整備事業として限度額を1,220万円にするものでございます。

本事業につきましては、岩谷地区にあります町河川、椎木川の護岸が崩落していることから護岸改修を実施するもので、発行する地方債は緊急自然災害防止対策事業債であり、後年度の交付税算入率は7割でございます。

次に、変更でございますが、観光施設整備事業、1行飛んで消防施設整備事業につきましては、先ほど議案第72号辺地総合整備計画の変更で申し上げたとおりでございます。また、雨水公共下水道整備事業につきましては、馬木ポンプ場の電動吐出弁の開閉に不具合が生じていることから更新するもので、710万円を追加し、限度額を6,920万円に変更するものであり、合併特例債を活用いたします。池田小学校長寿命化改修事業につきましては、現在、工事を進めておりますが、大プールの底の改修、音楽室の天井アスベスト除去、外壁の爆裂改修等の追加工事が発生していることから4,230万円を追加し、限度額を4億1,850万円に変更するものであり、こちらは過疎対策事業債を活用いたします。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）説明書の10ページ、11ページをお開き願います。10ページ、11ページでございます。

なお、これまでの議会と同様に、歳入予算につきましては、歳出予算の財源内訳として歳出に併せてご説明申し上げます。

説明に入る前に、初めに、今回の補正予算につきましては、例年どおり、人件費の補正が含まれております。人件費につきましては、当初予算措置後の人事異動等の要因あるいは育休・病休、年度途中の退職などによって補正の必要が生じておりますが、その概要を冒頭に一括して申し上げ、科目ごとの説明は省略させていただきたいと存じます。

また、原油価格等の高騰により庁舎をはじめとする公共施設の電気・ガス代の増額補正予算を計上しておりますが、こちらも概要を冒頭に申し上げ、科目ごとの説明は省略させていただきます。

まず、人件費の概要でございますが、正規職員に係るものが全体でマイナス1,325万円の減、会計年度任用職員に係るものが全体で405万円の増となっており、人件費トータルではマイナス920万円の減でございます。

正規職員の人件費の減につきましては、育休4名、病休3名、年度途中の退職1名の発生が主な要因でございます。また、本年度の人事院勧告による給与改定の内容を申し上げますと、月例給では、平均で737円の増、勤勉手当は、先ほどもありましたが、0.10月分の引上げとなっており、給料改定影響額は193万4千円、勤勉手当の影響額は665万6千円となっております。

会計年度任用職員につきましては、人員補充のために雇用した2名分が増額の要因でございます。

次に、電気・ガス代、いわゆる光熱水費として補正計上している予算でございますが、

庁舎でいいますと、キロワット当たりの基本料金単価が当初予算編成時の1,149円50銭から1,732円50銭と約1.5倍になっており、燃料調整値につきましては、キロワット当たり56銭から12円52銭と約22倍の急激な上昇となっており、結果として公共施設の電気料金の予算不足が見込まれており、今後の単価上昇を見込みながら補正計上をしたところであります。

また、ガス代につきましても、キログラム当たりの単価が1割程度上昇している現状でございます。

なお、電気・ガス代の追加補正計上額全体は3,488万7千円でございます。

それでは、人件費及び光熱水費以外の説明をさせていただきます。

まず、ページ真ん中より少し上でございます2款総務費、1項4目財政管理費、12節委託料47万9千円につきましては、総務省が毎年度実施する決算統計分析において、来年度より地方単独事業の詳細な分析が求められることから財務会計システムの改修委託料を計上したもので、財源は一般財源でございます。

次に、1行飛ばしまして、14目公共交通対策費、12節委託料63万4千円につきましては、燃料価格の高騰等によりオリーブバスに運行委託している中山線の損益が悪化しておりまして、委託路線を持続させるために、運行距離に応じて土庄町と協調し減収補填を実施するもので、財源は県補助金と一般財源であります。

その下の18節負担金補助及び交付金3,978万7千円につきましては、コロナの影響によって運賃収入の回復が遅れていることに加え、燃料価格の高騰、車両修繕料の増加等によって大きな赤字が見込まれることから、島内唯一のバス交通を守るため、運賃改正前の平成27年度の実損益と比べて減収となった額について減収補填を実施するもので、財源は一般財源でございます。

次に、ページを1枚めくっていただきまして、中ほどより少し上、4項5目香川県議会議員選挙費、12節委託料28万3千円は、来年4月9日執行予定の香川県議会議員選挙のポスター掲示場の設置委託料が資材価格の高騰によって予算不足が見込まれることから計上したもので、17節備品購入費74万7千円は、氏名掲示を印刷する大判プリンターが故障したことから更新するもので、財源は全額県支出金でございます。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、20節貸付金60万円につきましては、保健医療福祉関係職修学資金貸付金において、貸付実績として1名分の予算が不足することから計上したもので、財源は一般財源であります。

次に、2目高齢者福祉費、27節繰出金135万7千円につきましては、地域包括支援セン

ターの専門員1名を増員したことに伴う一般会計負担分を繰り出すもので、財源は一般財源であります。

次に、ページをめくっていただき、ページの上から2行目、8目地域包括ケア推進費、18節負担金補助及び交付金367万円につきましては、物価の高騰により厳しい経営環境にある公立の病院・診療所、介護サービス事業所を支援するための補助金を交付するもので、補助の仕組みにつきましては、入院または入所系の事業所にあつては、基礎額5万円と1ベッド当たり1万円を加算した額を補助し、その他の事業所については定額の10万円を補助するもので、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、22節償還金利息及び割引料65万1千円につきましては、令和3年度に実施した子育て世帯等臨時特別支援事業の精算に伴う国への返還金で、財源は一般財源でございます。

次に、2目児童措置費、12節委託料33万円につきましては、児童手当の給付における交付金受け取り口座登録制度の運用に向けて電算システムの改修を実施するもので、財源は一般財源であります。

次に、8目香川県子育て世代生活支援特別給付金事業費、3節職員手当等12万円から18節負担金補助及び交付金450万円につきましては、池田知事就任後、香川県独自の子育て支援施策の第1弾として実施されるもので、令和4年度の町民税非課税世帯等の子供1人当たり2万5千円を給付する費用と事務費を計上したものであります。

対象児童は、独り親世帯につきましては香川県が直接給付いたしますので、それ以外の約180人を想定し、早ければ年明け以降に順次給付を進めていきたいと考えており、財源は全額県支出金となっております。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生費、ページをめくっていただきまして、17ページ一番上、18節負担金補助及び交付金674万円につきましては、国の2次補正予算に計上された出産・子育て応援給付金を926万円計上し、町独自の妊婦応援給付金、子育て応援給付金については、対象見込み人数の精算によりそれぞれ減額するもので、財源は国県ふるさとづくり基金であります。

国において新たに制度化されました出産・子育て応援給付金につきましては、妊娠届出時に5万円、出生届出時に5万円を給付するものですが、本町では、国に先駆けて妊娠時で10万円、赤ちゃん訪問時に6万円を給付する施策を実施しておりましたので、今後は国分が上乗せされることから、妊娠届出時に15万円、出生届出時に11万円、合計26万円が給

付されることとなります。

次に、4目予防費、22節償還金利息及び割引料16万8千円につきましては、令和3年度の特定感染症検査等事業費の精算に伴い国へ返還するもので、財源は一般財源であります。

次に、3目環境衛生費、18節負担金補助及び交付金13万5千円につきましては、猫の不妊・去勢手術費補助金の活用が大きく伸びてございまして、1件当たり3千円、45件分を追加計上したもので、財源は一般財源であります。

次に、4目環境保全費、10節需用費、説明欄2、修繕料107万8千円につきましては、各港に設置しております電気自動車急速充電器のタッチパネルに不具合が発生していることから修繕するもので、財源はふるさとづくり基金であります。

次に、ページをめくっていただき、ページの一番上、5款労働費、1項2目勤労青少年ホーム費、10節需用費50万円につきましては、台風14号の強風等により屋上シート防水が破損したことから緊急修繕を実施するもので、財源は建物災害共済金と一般財源でございます。

次に、6款農林水産業費、1項1目農業委員会費、10節需用費3万8千円につきましては、農業者年金業務委託手数料が増額となったことから、事務に必要なとなる消耗品を計上したものであります。

次に、1行飛ばしまして、3目農業振興費、10節需用費19万4千円につきましては、台風14号の強風等により中山棚田保全活動で使用しております倉庫のシャッターが破損したことから緊急修繕を実施するもので、財源は一般財源であります。

次に、1行飛ばしまして、9目オリーブ生産費、18節負担金補助及び交付金36万9千円につきましては、オリーブ生産拡大加速化事業において、2名の方から土地基盤整備とオリーブ植栽事業の申請があったことから県補助金を活用して補助するものであります。

次に、ページをめくっていただき、ページの上のほうになりますが、3項水産業費、1目水産業振興費、18節負担金補助及び交付金100万円につきましては、池田漁協の振興に対し一般寄付があったことから同額を補助するものであります。

次に、ページの中ほどより少し下になりますが、7款商工費、1項4目観光施設費、10節需用費2千円と16節公有財産購入費492万円につきましては、小豆島ふるさと村の敷地内にある民有地2筆を購入するもので、内訳は、642平米310万円、763平米182万円で、財源は一般財源であります。

次に、ページをめくっていただき、ページの中ほどより少し上になります。8款土木

費、2項3目道路新設改良費、12節委託料350万円につきましては、町道上地大池線の改良に向けて現在事業を進めておりますが、県費補助金の追加採択があったことから家屋補償調査を実施するもので、財源は県支出金と一般財源であります。

次に、3項1目河川維持費、14節工事請負費1,221万円につきましては、地方債補正で申し上げたとおり、椎木川護岸改修工事を実施するもので、財源は地方債と一般財源でございます。

次に、4項1目港湾管理費、11節役務費50万2千円につきましては、海岸清掃において回収した漂着ごみを処分する手数料を計上したもので、財源は一般財源であります。

次に、ページ一番下、6項3目雨水公共下水道建設費、14節工事請負費750万円につきましては、これも先ほど説明したとおり、馬木ポンプ場の電動吐出弁の開閉に不具合が生じていることから更新するもので、財源は地方債と一般財源であります。

次に、ページをめくっていただきまして、一番上、4目公園管理費、17節備品購入費19万4千円につきましては、池田港・白浜公園等の管理に使用しております芝刈り機が故障したことから1台更新するもので、財源は一般財源であります。

次に、9款消防費、1項2目非常備消防費、10節需用費、説明欄1、消耗品費17万7千円につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金事業の助成を受けて消防団員の安全確保を図るため、手袋52を購入するもので、財源は助成金と一般財源でございます。

また、説明欄2、修繕料77万円につきましては、室生分団のホース巻上機が故障したことから更新するもので、財源は一般財源でございます。

次に、3目消防施設費、12節委託料102万4千円につきましては、室生分団屯所の新築に係る実施設計の費用につきまして、解体撤去分の設計を追加するとともに労務単価の上昇により計上したもので、財源は地方債と一般財源であります。

次に、10款教育費、1項2目事務局費、12節委託料16万2千円につきましては、保育所、幼稚園の紙おむつにつきまして、保護者の負担軽減を図るため町が回収し、処分することから収集委託料を計上したもので、財源はふるさとづくり基金であります。

また、18節負担金補助及び交付金11万円は、新型コロナウイルス感染症の抗原検査キットを香川県が確保してくれますが、必要となった経費の2分の1を町が負担するものであり、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

次に、2項1目学校管理費、10節需用費、説明欄1、消耗品費11万円につきましては、星城・苗羽小学校のAED部品であるバッテリーとパッドを実施するもので、説明欄3、修繕料441万4千円は、星城・安田・池田の樹木剪定に32万3千円、苗羽の雨漏り修繕に

57万2千円、池田の給食運搬用昇降機修繕に10万3千円、特別支援学校の開校に合わせて滑り台等の遊具修繕等に341万6千円を計上したものです。

11節役務費118万5千円は、落雷によって浄化槽が故障し、し尿のくみ取り料を計上したもので、12節委託料62万7千円は、オルガン等大型ごみの廃棄物処分料を計上し、14節工事請負費6千万円は、大プールの底の改修、音楽室の天井アスベスト除去、外壁の爆裂改修等の追加工事が発生しており、今後の増加予想分も含めて計上し、17節備品購入費19万3千円は、安田小学校の校務用パソコンが故障したから更新するものであり、本目の補正財源は国庫支出金、地方債、ふるさとづくり基金、一般財源それぞれでございます。

次に、2目教育振興費、ページをめくっていただき、27ページの一番上、18節負担金補助及び交付金1万円につきましては、苗羽小学校音楽部への寄付があったことから、同額を学校振興費として補助するものでございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費、説明欄2、修繕料21万3千円につきましては、中学校体育館の内壁が一部破損したことから修繕するもので、財源は一般財源であります。

次に、4項1目子育て共育費、10節需用費、説明欄1、消耗品費27万3千円につきましては、保育所、幼稚園の紙おむつを処分するためのごみ箱7個を購入するもので、説明欄2、修繕料47万3千円は、小豆島こどもセンターに設置しております恐竜複合遊具の修繕を実施するもので、財源はふるさとづくり基金であります。

次に、2目幼稚園費、10節需用費、説明欄2、修繕料7万3千円は、旭幼稚園のプール循環ろ過装置のヘアキャッチャーを交換するもので、財源はふるさとづくり基金であります。

次に、3目小豆島こどもセンター費、10節需用費、説明欄2、修繕料194万7千円は、厨房の水栓取替えに6万8千円、厨房温水器交換に77万円、滑り台の撤去に17万4千円、イマージュセンター物置の移設に93万5千円を計上したもので、12節委託料33万4千円は、浄化槽汚泥の全量抜取りの費用を計上し、17節備品購入費32万8千円は、ワイヤレスアンプ、体重計、フードプロセッサーを購入するもので、財源はふるさとづくり基金と一般財源でございます。

次に、4目保育所費、ページをめくっていただき、29ページの上のほうになります。10節需用費、説明欄2、修繕料13万9千円は、橘・福田分園の消防設備を修繕するもので、22節償還金利子及び割引料360万3千円は、令和3年度の子ども・子育て支援交付金等の精算に伴い国、県へ返還するもので、財源はふるさとづくり基金と一般財源でございます。

ます。

次に、5項1目社会教育総務費、17節備品購入費240万円につきましては、公民館の予約システムを導入するに当たりパソコン13台を購入するもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、2目公民館費、10節需用費、説明欄2、修繕料102万2千円につきましては、苗羽公民館の花壇修理に9万円、エアコン修理に24万5千円、二生公民館太鼓ばち修理に10万1千円、中山分館漏水修理に10万円、安田公民館トイレ修理に8万6千円、今後の緊急修繕に40万円をそれぞれ計上したもので、財源は一般財源であります。

次に、2行飛びまして、6目農村環境改善センター費、11節役務費53万5千円につきましては、イマージュセンターの物置2台の撤去と物置内不要物の処分費用を計上したもので、財源は一般財源であります。

次に、ページをめくっていただき、ページの上、6項保健体育費、3目海洋センター費、10節需用費159万5千円につきましては、台風14号の強風等により海洋センタープールの屋根シートが一部破損したことから修繕するもので、財源はB&G財団の助成金とふるさとづくり基金でございます。以上で議案第73号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君）　保育所の紙おむつの取扱いが変わるということで、以前に私、担当者に聞いたことがあるんですけども、全国で紙おむつの持ち帰りがいろいろ問題になって、小豆島町ではどうかなっていうことを聞いたら、別に問題ではないと、保護者からも、そんなにあまり意見はないっていうふうに言われたんですけども、どういう経過でこれを保育所で処分するようになったのか。それはいいことだとは思んですけども、親御さんはそんなに気にしてなかったっていうふうには聞いてたんですけど、その辺お尋ねしたいなと思います。

○議長（中松和彦君）　こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君）　幼稚園、保育所での紙おむつの持ち帰りについては、これまで子供の体調などの把握のために持って帰っていただいていたという経緯がございます。最近になりまして、鍋谷議員おっしゃるように、全国的な話もありますけれども、本町でも、子供さんをお迎えに行った、その帰りに買物とかするとき臭いが気になるとかというようなご要望が出てまいりました。それを受けまして、今回、おむつを町のほうで処分するというふうにしたということなんです。以上です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 決めるときに、保護者の方とのお話とかかれて、十分理解を得てるということによろしいのでしょうか。

○議長（中松和彦君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 会を開くとかというような形での説明はいたしていませんが、幼稚園のほうから、お迎えに来た人とかに対して説明はしたというふうに聞いております。全ての方に伝わったかどうかというのは確認は取れていませんが、何人かには説明したというふうに聞いております。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 保護者の方への十分な説明が必要かなと思うんです。というのが、おむつを持って行って園に置いといて、それをそれぞれ使ってるんですね。だから、あとどれぐらい残ってるとか把握が親のほうでも必要だと思うし、その辺の話も聞いているので、ぜひ十分な周知をお願いしたいと思います。

○議長（中松和彦君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） そのあたりのことについても、保育士のほうからも、そういう声を聞いておるということを伺っております。ですので、周知、それから説明を徹底したいと思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第73号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）は原案どおり可決されました。

次、日程第11、議案第74号令和4年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第74号令和4年度小豆島町国民健康保険事業

特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の57ページをお願いいたします。

第1条は、既定の額に歳入歳出それぞれ106万円を増額し、歳入歳出の総額を19億7,901万円とするものでございます。

今回の補正は、会計年度任用職員の人件費が増額となることから補正を行うものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の38・39ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

6款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金につきましては、人件費の増額分を基金で充当するものでございます。

次に、40・41ページ、歳出についてご説明いたします。

4款保健事業費、1項1目保健対策費は、会計年度任用職員の産前産後休暇に伴う代替職員の人件費で、2節報酬76万7千円と3節職員手当等29万3千円の計106万円を増額補正するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第74号令和4年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第74号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号令和4年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり可決されました。

次、日程第12、議案第75号令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 議案第75号令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計

補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の59ページをお願いいたします。

第1条は、既定の額に歳入歳出それぞれ705万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億844万6千円とするものでございます。

今回の補正予算につきましては、当初予算措置後の人事異動等に伴い不足する人件費の補正を行うものでございます。

内容につきましては、別冊の小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）説明書により説明させていただきます。

説明書の48ページ、49ページをお願いいたします。

初めに、歳入の補正でございます。

3款国庫支出金、5款県支出金、7款繰入金及び8款繰越金につきまして、歳出の地域支援事業費増額分にそれぞれの負担割合に応じた額を増額補正し、財源として充当するものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

50ページ、51ページをお願いいたします。

3款地域支援事業費、2項3目2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金につきまして、小豆島町地域包括支援センターに所属する社会福祉士が1名増となったことに伴う人件費の増額補正でございます。以上、簡単ではございますが、議案第75号令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第75号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

明日は午後 1 時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3 時44分